

スポーツ基本法の処方箋

——新福祉国家——

内 海 和 雄*

はじめに

本誌前号まで、人類社会でスポーツが持つ福祉的機能とその社会的所有の在り方、福祉国家におけるスポーツ・フォー・オール¹⁾の成立、そして戦後日本の福祉国家の未成立とスポーツ政策の貧困さについて検討してきた。

本稿では、2011年に制定された「スポーツ基本法」を全面的に実現する上で、何が必要なかを考察する。

1. スポーツは個人的事項？

日本人の中には、西欧人に比べて「スポーツは個人的な事項だ」「公共的な提供などあまり必要でない」と考えている人が多い。これは個々人のレベルだけではなく、国や自治体等の行政レベルでも言えることである。それには大きく次の理由が考えられる。

1.1 アマチュアリズムとブルジョア個人主義

第1は長い間のアマチュアリズムに依る。アマチュアリズムの諸要素の1つに、スポーツを享受する上で、他人の援助を受けたりしてはならず、個人の財で対処しなければならないとする思想がある。これはスポーツのための諸条件を公共（国家や自治体）が提供することへの障害となってきた。特に福祉国家には批判的な立場に立つ現代の政治家の多くにも未だ影を落としている。国民のスポーツをどのように振興す

るのかを考える志向性が弱い傾向にある。

アマチュアリズムは資本主義社会にあって、資本家階級が労働者階級へのスポーツの普及（大衆化）を止めて、あるいは諸競技会への参加を阻止して、自らの階級にのみ囲い込んだ。それ故に、資本主義の本性である市場化、資本化をスポーツから閉ざそうとした。しかし資本主義の進展はそうした逆流を許さなかった。自己崩壊する内的矛盾を成立時点から抱えたのである。アマチュアリズムはまた、スポーツの高度化に伴うプロ化の必然的傾向によって、1つ1つ崩されてきた。と同時に、外部からもアマチュアリズムは崩壊への作用を受けた。つまり戦後、西欧の福祉国家においてスポーツ・フォー・オール政策が誕生し、国家が率先して国民へのスポーツを提供し始めたのである。これは他人から援助を受けてスポーツを享受してはならないというアマチュアリズムの根本的精神に反するものであり、アマチュアリズムは国家からも否定された。そして当然にして国民の「スポーツ権」はそうした労働者階級排除の階級的制約を許容しなかった。国民の側からも否定されたのである¹⁾。

このアマチュアリズムはその発祥国であるイギリスと、「カンパニーアマ」の強かった日本により強く影響した。イギリスでは1960年代にスポーツ・フォー・オール政策の施行で国家的援助を推進し、国家自体がアマチュアリズムを破棄した。しかし日本ではスポーツ・フォー・オール政策は実現せず、国家的援助の思想も政策も貧弱であった。そうした中で、アマチュア

* 広島経済大学経済学部教授

リズムは根強く残存した。そこに、各競技種目のプロ容認の国際動向や1974年以降のオリンピックでのアマ、プロのオープン化によるアマチュアリズムの放棄という、外部からの圧力によって日本国内のアマチュアリズムは抑制された。しかしアマチュアリズムは完全には払拭されておらず今なお社会に沈殿しており、時折表面に表れる。

1.2 福祉国家の未成立

第2は前者とも関わるが、福祉国家の未成立に依る。前号まで述べて来たように、スポーツの普及、スポーツ・フォー・オールは福祉政策の一環としてのみ可能な政策だが、福祉とはそもそも国家による公共的な生活保障の営みである。しかしその福祉を重視しない人々にとって、国民の生活の諸困難はあくまでも個人の怠慢、無能力、無気力に帰せられてしまう。これは19世紀の自由主義の考え方である。しかし20世紀に入ると、貧困は個人の責任ばかりでなく、不況や戦争、伝染病の流行などの社会的な原因によって無理矢理に貧困に追いやられた沢山の人々が生じることにより、社会権によってある程度の生活を社会的に、国家的に保障する時代に入った。第1次世界大戦を経て福祉重視の傾向は強まり、第2次世界大戦とその後の高度経済成長を経て、そして一方での社会主義国の福祉重視の影響を受けながら、西欧の資本主義国では国家、企業、労働組合がコーポラティズムという協働体制をとりながら、福祉国家の実現に奔走した。しかし日本では福祉は未だに貧困な状態であり、福祉国家とは呼べない、あるいはそう呼んだとしても「東アジア的」などの特別な修飾語を冠にして称される状態である。こうした福祉全般の貧困さが、スポーツ・フォー・オールの実現を妨げている。それ故、スポーツが社会的、公共的事業という思考が十分には成熟していない。それはまた、アマチュ

アリズムに依るスポーツの個人主義が時折舞い上がる基盤でもある。

そして1980年代以降は新自由主義思想と政策により、福祉のいっそうの削減、自治体業務の民営化・市場化の促進によって、公共のスポーツ政策が縮減され、スポーツ享受が再度、個人責任化して来た。それ以前に、ただでさえ僅少であった国の国民スポーツ普及政策が極端に削減されてきたのである。それと併行して、国民の消費能力の低下と共に、国民のスポーツ参加も確実に減少している。これを危機的状況と言わずに何と表現するのか。

1.3 企業選手（カンパニーアマ）の存在

第3は、日本のトップスポーツを担った主体の特性に依る。戦前の中心は大学生であった。彼らは中上流階層の出身として同年齢の5%程度のエリート層であり、スポーツを享受するのも親や後援会、あるいはOB会などからの寄付に依存した。こうして寄生的ながらアマチュアリズムを頑なに維持した。戦後、トップスポーツは企業に雇用された選手（カンパニーアマ）に担われた。高度経済成長の中で、彼らは企業の宣伝と労働者の愛社精神の高揚のために位置付けられた。従業員として雇用され、給料はもちろんトレーニング費、派遣費など企業から支援された。こうした「カンパニーアマ」は本来のアマチュアリズムに抵触する。アメリカの大学でも同様であった。スポーツの優秀な学生は多くの奨学金をもらいながら競技選手（カレッジアマ）として大学の宣伝のために、あるいは大学経営の収入源として貢献した。

アメリカは商業主義の最先端国であり、イギリス発のアマチュアリズム遵守の傾向はもともと強くはなかった。しかし日本ではカンパニーアマが多く存在しながら、アマチュアリズムは維持された。そしてアマチュアリズムの倫理的要素として「フェアプレイ精神」があるが、近

年のドーピングや商業主義化による傾向が強まる中で、そうした原因はアマチュアリズムが無くなったからであるとの、短絡的なノスタルジアも未だに浮上するのである。

1.4 スポーツ研究の狭さ

第4は、スポーツ研究の狭さである。西欧でのスポーツ・フォー・オール政策の推進は、決してスポーツ文化の普及それ自体だけで進展しているわけではない。福祉国家の抱える多くの問題点、例えば健康促進、医療費削減、教育の促進、地域住民の結合、人間関係の促進、青少年の非行・犯罪防止、民族的融和あるいは内需拡大政策（スポーツ分野の消費と雇用の促進）等々の解決のための手段としても重要視されている。そしてそれ相応の公共的支持を得ている。またスポーツの普及は、社会的に多くの職種を生み出し、そこでの雇用を促進している。これが欧米におけるスポーツの社会学、産業論、経営論、国際化論を始めとする社会科学研究やスポーツの自然科学研究の促進など、多くの研究領域を刺激し、発展の基盤となっている。こうした動向は、スポーツの個人主義を克服し、その公共的な生活と思想を確実に推進している。

はたして日本ではどうだろうか。もちろん、スポーツ政策文書の前文には近隣領域への波及効果について記述はされるが、現実の施策は国レベルでも自治体レベルでも、その前文の意図する内容に抵触できるほどの具体的な政策は実行されていない。もっと現実的に言えば、行政のセクション間でのスポーツ領域と近隣領域との調整が必要なほどの政策が遂行されておらず、スポーツ政策はただ孤立したままに行われているのが実情である。こうした状態ではスポーツ研究の必要性も極めて低いものになる。また、研究成果のアピール度も低くなりがちである。研究としては、もっと近辺の福祉領域と連携しながら、スポーツの意義、効率を強くアピール

しつつ進むような戦略、戦術が必要である。こうした過程でこそ、スポーツの持つ公共的な性格がより広く認知され、その個人主義的思考を克服することが可能となる。

その点で、「スポーツは福祉の一環である」というテーゼはこうした協同を推進する上での大きな理論的基盤を形成するであろう。スポーツ研究はその狭さを克服しなければならない。社会的に見てスポーツは未だ十分に独自の主張だけで政策を実現できるほどのアピール性や実力はない。福祉の他領域との連携を取りながら、他領域の力を借りてでも、旺盛にその主張を展開する必要がある。

2. スポーツ基本法とスポーツ基本計画

こうした動向の中で、2011年に50年ぶりに「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」として生まれ変わり、スポーツの公共的意義と政策推進の国家責任の発展が期待された。次いで、その制定過程を見てみよう。

2.1 スポーツ基本法の制定過程

スポーツ基本法の制定過程の動向を、大まかには次の3期に分けて展開する。

2.1.1 2007（平19）年8月、「『スポーツ立国』ニッポン—国家戦略としてのトップスポーツ—」

これは遠藤利明文部科学副大臣（自公政権）の私的諮問機関「スポーツ振興に関する懇談会」の報告書であり、いわゆる「遠藤レポート」と言われるものである。史上最高の37個のメダルを獲得した夏季オリンピック・アテネ大会から2年目の2006年の冬季オリンピック・トリノ大会では、荒川静香選手（フィギュア）の金メダル1個という惨敗であり、まさに天国から地獄への転落であった。これに諸々の危機感を覚えた遠藤副大臣は早速、同年12月にスポーツ担当大臣として「スポーツ振興に関する懇談会」を

設置し、報告書を作成した。「国力としてのスポーツ力、とりわけ、オリンピック競技大会におけるメダル獲得数などが構成要素となる国際社会対応力に乏しく、真の先進国が備えるべき国力のバランスが取れていない。」そして「日本人選手が活躍することは、国際社会における先進国としての我が国の国力を明示し、真の先進国『日本』のプレゼンスとアイデンティティーを高めることになる」と位置付けて、トップスポーツを国家戦略で高めて、スポーツ立国を建設しようというものである。トップ選手の国際大会での活躍が、日本の国家の安全保障や国際平和に貢献し、国内経済の活性化をもたらすと考える。そうした政策を推進するために、スポーツ庁の設置、新スポーツ振興法の制定等を提起した。特に、財政基盤の確立においては「真の先進国が備えるべき国力として、文化力とスポーツ力は同等、両輪である。当面の目標として文化庁予算と同等の1,000億円をスポーツの育成に投資する、将来的には、国家予算の1% (8,000億円) の投資を目的とする」と意気込んだ。

その後、この報告書を権威づけるために、遠藤議員は自民党内に「スポーツ立国調査会」を設置(2007.10)して、審議を始めた。

また、超党派のスポーツ議員連盟もその翌月に「新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム」を設置した。(その後15回の審議を行った。) こうして、1961年に制定された「スポーツ振興法」から既に半世紀も経過し、社会情勢も大きく変化しているなかでその改定なり新法の制定なりの必要性が自覚されつつあった。そして2016年のオリンピック大会の東京招致をめぐる動きも活発化し始めた時期でもあり、世論の支持を得る千載一遇のチャンスでもあったのである。

自民党の「スポーツ立国調査会」は2008年6月10日に『「スポーツ立国」ニッポンを目指し

て～国家戦略としてのスポーツ～』(中間報告)を発表した。ここでも基本は先の遠藤レポートと同様の基調である。「先ず競技力の向上に重点的に取り組み、スポーツの頂点を高めることによりスポーツの裾野を広げ、基盤を整備するとこの視点」に立って、以下の戦略を推進しようとするものである。

戦略1：競技力の向上に国を挙げて取り組む

戦略2：国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む

戦略3：地域のスポーツ環境の整備を支援する

ここで、スポーツ振興法を抜本的に見直し、「新スポーツ法」の制定が意図された。そして「スポーツ予算が文化予算と同水準の規模になることを目指す」とあるが、国家予算自体からの増額ではなく、スポーツ振興くじ事業やスポーツ振興基金の活用など、多様な財源の確保となっている。

2.1.2 2009(平21).7.14「スポーツ基本法案」(自公の議員立法で衆議院へ提案)

先のように2007年10月には超党派スポーツ議員連盟が発足し、いろいろと調整をしていたが、自民党・公明党と民主党との政策の違いが対立して合意に至らなかった。つまり自公は先に見たようにトップレベルを引き上げ、それによって裾野も広がるとする「トップダウン方式」であり、一方民主は裾野を広げてトップを上げる「ボトムアップ方式」である。総選挙が近づき、与党の自公の劣勢が予想される中で、自公は2009年7月14日、第171通常国会に「スポーツ基本法案」(平成21年衆法第52号)を提出した。

その法案とは、以下のような骨子である。

<p>スポーツ基本法案 スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の全部を改正する。 前文 第1章 総則(第1条-第8条)</p>
--

第2章	スポーツ基本計画等（第9条・第10条）
第3章	基本的施策
第1節	多様なスポーツ活動の機会の確保のための環境の整備（第11条－第15条）
第2節	競技水準の向上等（第16条－第23条）
第3節	スポーツの推進のための基礎的條件の整備等（第24条－第30条）
第4章	スポーツ推進会議（第31条）
第5章	スポーツ審議会等及び体育指導委員（第32条・第33条）
第6章	国の補助等（第34条－第36条）
附則	

既に提起されてきた「遠藤レポート」や自民党の「『スポーツ立国』ニッポンを目指して～国家戦略としてのスポーツ～」と比べても、スポーツ庁の設置に言及するでも無く、スポーツ予算の確保のための体制を整備するでも無く、1961年の「スポーツ振興法」と大差ないものであった。

ところで、遠藤レポートや先の自民案は、トップスポーツの世界的水準での地盤沈下によるナショナリズムやナショナル・アイデンティティの低下とそのことによる世界への発信力の低下を危惧して、国家的戦略としてトップダウンで引き上げようというものであった。「スポーツのトップが高まれば、裾野も広がる」という考え方は、往々にして競技スポーツ関係者から多く聞く話である。立場がそう言わしめることもあろう。つまり直近の周辺を強化することがまず整備される必要があるという発想がそう言わしめるのである。しかしそれはスポーツの普及にとっては部分的な視野である。それは大衆化に必要な社会的政策の必要性、つまり福祉としてのスポーツ政策の必要性を理解していないからである。世界中には、国策からトップスポーツだけを強調している国は沢山有る。例えば、開発途上国や近隣では韓国、中国などが国策として高度化を進めているが、その大衆化の水準、福祉としてのスポーツ政策は極めて貧困

である。もちろん、トップ水準が上がり、国際的にも活躍すれば大衆の中にそのスポーツに参加するという影響もあることは事実である。しかしそれは既にある福祉水準の範囲内のことであり、それを超えて普及することは無い。従来、この点での認識が実践的にも研究的にも不十分な視点であった。

逆に、大衆化したからといって自動的に高度化が達成されるわけでも無い。現在、国際的なトップ選手は大衆化から自然発生的に生まれる水準では無い。特別な訓練を必要とする。例えばスウェーデンでは福祉国家としてスポーツの普及は大変に優れているが、高度化には大きな力を割いてはいない。それゆえに、スウェーデンの国際競技力水準は決して高いとは言えない。

したがって、高度化の強調だけによって大衆化を期待する自民案は、スポーツ政策の無理解によるものであり、政策としての実効性も不可能である。

2009年7月21日に衆議院が解散となったために法案は審議されずに廃案となった。

同年9月16日、民主党政権へと代わった。民主党は翌2010年の5月に党内スポーツ議員連盟を設立してスポーツ基本法の検討を始めるが、こうした動きを牽制するかのようになり、その6月11日に自民党・公明党・みんなの党が合同で「スポーツ基本法案」を再提案した。これは1年前に審議されずに廃案となったものを一部修正したものである。

これに対して、民主党政権の下で、文部科学省は鈴木寛文部科学省副大臣の主導の下、「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—」を提起した。これがスポーツ基本法制定への直接的な機転となった。

以上のように、「スポーツ振興法」から50年が経ち、スポーツをめぐる状況も大きく変化しておりいろいろと改定が求められていたこと、2016年のオリンピック東京招致をめぐる情勢

が高揚していたことも「スポーツ基本法」制定への背景を規定していた。さらに、自公と民主の政策をめぐる主導権争いもこれらの動向を促進させた。

2.1.3 2010（平成22）年8月26日 文科省「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—」以降

この「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—」を受ける形で、2011年の5月16日には民主党スポーツ議員連盟が「スポーツ基本法案」をとりまとめた。それを受ける形で、翌日に超党派スポーツ議員連盟が「スポーツ基本法制定プロジェクトチーム」を開催し、自公案と民主案の両者の検討に入った。そして10日後の5月27日にはプロジェクトチームの「スポーツ基本法案」を了承した。同31日に超党派（衆議院8党派共同）で「スポーツ基本法案」が第177通常国会に提出され、これを受けて継続審議となっていた自公案は翌日撤回された。

衆議院では6月9日に、参議院では6月17日にそれぞれ全会一致で可決され、6月24日に交付された。その第3条（「国は、前条の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、および実施する責務を有する」）の規定を受けて、「スポーツ振興に関する特別委員会」が招集され、2012年1月30日の中間報告を経て、3月30日に「スポーツ基本計画」が文部科学省から発表された。

以下、「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—」、「スポーツ基本法」、「スポーツ基本計画」の特徴と問題点を検討する。

2.1.4 「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—」（2010.8.26）

既述のように、自公の「スポーツ基本法案」の再度の国会提出（2010.6.11）に対抗して、民主党政権下の文部科学省は今後の10年間を展望した「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—」を作成した。

「新たなスポーツ文化」の確立を目指して、地域、スポーツ産業の振興、そして国際交流の促進の意義などが強調された。それと同時に、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、すべての人々に保障されるべき権利」として「スポーツ権」を初めて認める一方で、「新しい公共」という、新自由主義における個人責任の強調・公共責任の後退の施策をも内包した。この両者は基本的には対立するものであるが、両者が併用されているところに本施策の曖昧さが最初から内包されるものとなった。

スポーツ基本法を視野に入れながら「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」「連携・協議の推進」という2本柱を「基本的な考え方」として、実施すべき5つの重点戦略、政策目標、重点的に実施すべき施策や体制整備の在り方などを提起した。

5つの重点戦略目標の第1は「ライフステージに応じたスポーツ機会の創造」である。できる限り早期の目標として、「成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）」が提起された。総合型地域スポーツクラブを住民自身の費用や企業献金、そして最後に公共の支援を得て「新しい公共」を担い、学校体育施設を分け合って振興する。ここにはスポーツ施設の建設は全くコメントされていない。

しかし、この目標達成のための具体的施策、財政等については全く触れて居らず、政策としての体を成して居らず、単なる作文である。つまり、例えば「成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）」を実現するためには、「誰を対象に、誰が推進主体となり、誰が指導するか、どこで、どの種目でどれだけの参加計画を作るか、どれだけの施設が必要か、10年間の計画でそれらを推進する

にはどれだけの予算が必要か、それは国と自治体がどれだけ出費するのか、それらの計画、推進状況は誰が統括し、どのように評価するのか……」などの体制が必須である。そしてこのような視点は次項でも同様に問われることである。しかし、こうした具体化のための方策は何もなく、単に目標だけが空論的に述べられている。

第2は「世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」である。国際競技での日本選手の活躍は、「日本人としての誇りと喜び、夢と感動を与え、国民の意識を高揚させ、社会全体の活力となると共に、国際社会における我が国の存在感を高める」ために強調されている。そのために今後の夏季・冬季オリンピックでは過去最多（夏季37（アテネ）、冬季10（長野））を超えるメダル数の獲得を目指すものである。

トップレベルの養成は大衆のスポーツへの多くの知見を提供する先導的試みであり、その国際的交流は平和活動の一環でもある。そうした点で、公共的な営為である。その上での公共的援助であれば問題は無いであろう。しかし単にナショナリズムやナショナル・アイデンティティの高揚などの政治的な意図での重視であれば、それは単なる政治的利用になりかねない。

第3は「スポーツ界の連携・協同による『好循環』の創出」であり、そうしたトップ選手の引退後の指導者として道を確保し、それはまた地域スポーツの振興をもたらすというものである。理念としては素晴らしいことである。スポーツ以外の多くの芸術、技術分野では、かなりの高齢まで年齢を重ねるにしたがってその知見と技術水準は向上する。しかしスポーツの場合、身体的要素が大きいだけに30歳を過ぎれば下り坂となり、早々に現役引退を余儀なくされる。そしてその後の長い人生をどのように生きるか、そのための準備をいつどのような形で行うかは、個人の問題であると同時に、社会的に

も、国家的にも大きな課題である。その点で、トップ選手のセカンドキャリアを指導者として保障するかどうかは単にその選手の生活上の問題ばかりで無く、日本のトップスポーツ、大衆スポーツの全体にとっても重要である。そのためにも彼らの専門性を生かせる職場を確保する必要がある。

しかし、地域スポーツ振興の基盤が脆弱なのに、こうしたトップ選手の引退後の指導者としてのポストをどれだけ確保できるのだろうか。ここにも具体的な政策は何も見当たらない。

第4は「スポーツ界における透明性や公平・公共性の向上」である。近年、大相撲におけるギャンブル事件や補助金の不正使用など、スポーツ団体のガバナンスの在り方への疑問や批判が多く出されている中で、新たに提起された政策である。初めてであるが故に、政府による民間スポーツ団体の統制であると危惧する声もあった。しかし、公共資金の援助を得た組織が、その使用実態を定期的に公表し、報告することは当然のことである。従来スポーツ団体側も、そしてそれを援助する公共側もそうした行政評価を正しく行ってこなかった。その点を明確にして、その体制を確立することは当然のことである。しかし、今後そうした行政評価を行いつつ「サポート・ノーコントロール」をどのように維持出来るかは大きな課題となるであろう。

最後の第5は「社会全体でスポーツを支える基盤の整備」である。地域スポーツ活動の推進により「新しい公共」の形成を促すものである。地域スポーツ振興の具体案が単に総合型地域スポーツクラブを強調する以外に何も無い状態で、スポーツ振興基金・スポーツ振興くじの仕組みなどを活用した寄付文化の醸成など、人々のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動（企業・スポーツ団体・NPO法人・国民等を巻き込んだ「スポーツ・プロモーション・ムーブメント」）を展開し、オリンピック・ムーブメン

トと連携しつつ広く社会全体でスポーツを支える機運を高めようとする。

以上が5つの重点戦略の概要であり、そのため国が体制整備を行う。その第1は財源の確保と効率的な活用である。そのためにスポーツ振興基金の原資拡充、スポーツ振興くじの売り上げ向上、国費の充実が必要だが、肝心の国費はナショナルチームの強化、地域スポーツの基盤整備、学校体育の充実などが述べられるだけである。2007年段階で遠藤レポートが述べていたように、当面は国の文化予算1,000億円と同等な要求（やがて GNP の1%, 8,000億円）という強い信念は、もはやこの段階では民主党には響かない。今は野党化した自民党がかつて提起していた政策であるならば、この段階で民主党が、そしてその政権下にある文部科学省がそれだけの予算を請求しても政府内での大きな反対は無かったはずである。

体制整備の第2の中心は「スポーツ庁」の在り方の検討である。ともあれ、年間予算1,000億年の文化庁の水準に引き上げる、あるいは多省庁に分散しているスポーツ関連の施策を一元化して統括したいという意図である。

そして第3は「スポーツ基本法」の検討である。

全体的に見るならば、本政策は第1に、現在の国民の生活実態あるいはスポーツ参加における障害の分析などが全く無い、真空の中での政策立案となっている。スポーツ基本法の制定やスポーツ庁の設置を構想する計画であるならば、そうした基盤調査は決定的に必要である。かつて、1972年に保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の作成時に、当時の文部省体育局が大きな「社会体育実態調査」を行い、欧米各国の先進例を参考にしつつ画期的な政策提言をしたような熱意と科学性は感じられない。もちろん、それ以降いくつかのスポーツ統計が継続的に作成され

ているが、スポーツ政策の基本となるべき生活実態などの分析は回避されている。現在、世界の先進国では福祉国家へのいくつかの逆風の中でも、スポーツ政策は福祉の一環としてしっかりと推進されている。そうした世界の動向の基礎調査も行われているが、そうしたものが十分に活用されていない。第2に、政策としては広く網羅されているが、その推進のための国の責任体制が曖昧で、空論の部分が大半を占める。第3に、それらの原因としてこれらの諸施策を推進する予算的措置が極めて弱いことである。したがって政策の個々を具体化する意欲も、方法も、責任体制も全く見えないものとなっている。しかし第4に、こうした政策は文部科学省としても推進したいと望んでいることである。しかしそのための政治経済体制は、政治経済がより福祉を重視する中でしか実現しえないものである。そして第5はスポーツ政策論としての未成熟さである。例えばイギリスの政策では、執行予算も明記する。当然にその具体的な推進の方策も要求される。政策とは本来こうしたものであるべきである。日本の場合、既述の保健体育審議会答申のように、そうした提案はなされなかったし、そうすることは許されなかった。ここに日本の政策論の未成熟さがある。ともあれ、この「スポーツ立国戦略」の提起が、その後の展開と内容を大きく規定することになった。

この提案を受けて各政党ではそれぞれの「スポーツ基本法」案の作成の過程に入った。与党の民主党はスポーツ議員連盟によって翌2011年5月16日に「スポーツ基本法案」を作成した。これは、自公のトップダウン方式に対抗して、住民参加の地域スポーツからボトムアップを志向し、従来の対抗を法案化したと言われている。もっともこの案とて単なる机上プランでしかないのだが。

こうして超党派スポーツ議員連盟も諸々の案を検討し、ついに2011年5月31日に衆議院8会

派が共同で「スポーツ基本法案」が第177通常 6月24日に交付され、8月24日に施行された²⁾。
 国会に提出された。その後6月9日に衆議院で、次いで、「スポーツ基本法」それ自体をみてみ
 6月17日に参議院でそれぞれ全会一致で成立し、よう。

表1 「スポーツ基本法」成立までのスポーツ政策過程

年 月 日	主 要 事 項
平成18(2006)年12月	「スポーツ振興に関する懇談会」(遠藤利明・文部科学副大臣の私的諮問機関)を設置。
平成19(2007)年8月	「スポーツ立国ニッポン—国家戦略としてのトップスポーツ」(「スポーツ振興に関する懇談会」レポート)「国家として取り組む以外に、世界のトップスポーツの中で日本が成功する道はない」
平成19(2007)年10月	上記レポートを受けて、自民党が政務調査会の1つとして「スポーツ立国調査会」を設置。 ・麻生太郎会長(自民党・前幹事長)・事務局長 遠藤利明氏 ・最高顧問 森 喜朗・元首相(日本体育協会会長)
平成19(2007)年11月	スポーツ議員連盟(超党派)が「新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム」を設置。以後15回に亘り審議。
平成20(2008)年4月	「新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム」に有識者で構成される「アドバイザーボード」を設置。以後9回に亘り審議。
平成20(2008)年6月	自民党政務調査会スポーツ立国調査会「『スポーツ立国』ニッポンを目指して～国家戦略としてのスポーツ～」(中間報告)を発表。 戦略1・競技力の向上に国を挙げて取り組む 戦略2・国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む 戦略3・地域のスポーツ環境の整備を支援する 「新スポーツ法の制定」「スポーツ省(庁)の設置とスポーツ振興組織の整備」「スポーツ予算の拡充」といった取り組みが示される。
平成21(2009)年4月	アドバイザーボード「答申(中間まとめ)」で、スポーツ振興法を全面改訂して「スポーツ基本法(仮)」を制定することが提言される。
平成21(2009)年6月20日	自民党文部科学会、スポーツ立国調査会合同会議で「スポーツ基本法案」が承認される。
平成21(2009)年7月14日	自民党・公明党が「スポーツ基本法案」(平成21年衆法第52号)を第171回国会(常会)に提出。衆議院解散により審議未了・廃案。
平成21(2009)年9月16日	自民党政権から民主党政権へ。
平成21(2009)年10月2日	2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市はリオデジャネイロに決定。
平成22(2010)年5月	民主党がスポーツ議員連盟を設立。
平成22(2010)年6月11日	自公が「スポーツ基本法案」(平成21年衆法第52号)を一部修正し、第174回国会(常会)に提出(平成22年衆法第29号)。
平成22(2010)年8月26日	文部科学省が日本のスポーツ政策の基本的方向性を示す「スポーツ立国戦略」を策定。
平成23(2011)年5月16日	民主党スポーツ議員連盟(谷 亮子会長)が「スポーツ基本法案」をとりまとめる。自公案ともすり合わせる形で、スポーツ基本法案を取りまとめる。自公案がトップレベルを重視していたのに対し、民主党案は住民参加型の地域スポーツの意義を強調。
平成23(2011)年5月17日	スポーツ議員連盟(超党派)の「スポーツ基本法制定プロジェクトチーム」を開催。自公の「スポーツ基本法案」(平成22年衆法第29号)と民主党の条文案を以後3回に亘り各党間で検討。
平成23(2011)年5月27日	衆議院文部科学委員会にスポーツ関係者を参考人招致し、意見聴取、質疑。
平成23(2011)年5月27日	スポーツ議員連盟(超党派)総会でスポーツ基本法制定プロジェクトチームのスポーツ基本法案を了承。
平成23(2011)年5月31日	超党派(衆議院8党派共同)の提案で「スポーツ基本法案」が第177回国会(常会)に提出される(平成23年衆法第11号)。
平成23(2011)年6月1日	継続審議となっていた自公の「スポーツ基本法案」(平成22年衆法第29号)が撤回される。
平成23(2011)年6月9日	衆議院で「スポーツ基本法案」(平成22年衆法第11号)を全会一致で可決。
平成23(2011)年6月17日	参議院で「スポーツ基本法案」(平成22年衆法第11号)を全会一致で可決、成立。 6月24日「スポーツ基本法」(平成23年法律第78号)公布、8月24日施行。
平成23(2011)年7月25日	「スポーツ基本計画」策定をめざして、「スポーツ振興に関する特別委員会」第一回会合。
平成24(2012)年1月30日	文部科学省、「スポーツ基本計画の策定について(中間報告)」を公表。
平成24(2012)年2月13日	東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会が立候補申請ファイルをIOCに提出。
平成24(2012)年3月30日	「スポーツ基本計画」が文部科学省から発表される。同計画は今後10年間の日本のスポーツ政策の基本方針。五輪の金メダル獲得数の順位では「夏季大会は5位以内、冬季大会は10位以内」を目標。

(表中の肩書は当時のもの)

(友添秀則「『スポーツ立国論』をめぐる」『現代スポーツ評論』26, 創文企画, 2012.5, p.17)

2.1.5 「スポーツ基本法」(2011.6.24)

スポーツ基本法は衆参両議院を全会一致で通過した。その概要は以下の通りであるが、その紹介と同時に1961年の「スポーツ振興法」との比較をしながら、今回の基本法の特徴、課題などについて述べる。まず、基本法の骨格は次の通りである。

スポーツ基本法	
前文	
第1章	総則（第1条－第8条）
第2章	スポーツ基本計画等（第9条・第10条）
第3章	基本的施策
第1節	スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第11条－第20条）
第2節	多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第21条－第24条）
第3節	競技水準の向上等（第25条－第29条）
第4章	スポーツの推進に係る体制の整備（第30条－第32条）
第5章	国の補助等（第33条－第35条）
附則	

まず振興法には無かった「前文」であるが、スポーツは世界共通の人類の文化、人間の心身の健全な発達にとって不可欠であり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利」であると、スポーツの普遍性と発達に不可欠の文化として規定し、その享受を「スポーツ権」として規定した。スポーツは心身の発達にとって不可欠であること、人間関係、地域形成においても同様であり、更にはトップ選手の国際競技を通じた国際交流、国際相互理解、更には我が国の国際的地位の向上にとっても必須であるから、スポーツの普及、トップの競技力向上を含む総合的な視点でスポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があると述べる。

ここには振興法での様にスポーツの定義は述

べられていない。むしろ広い概念としてのスポーツ理解が意図されている。そして同じように「スポーツ立国」の概念も無いが³⁾、上記のスポーツの効果によって人々を活性化させた国家と言うくらいには理解できるだろう。あるいはスポーツの概念といい、微妙な概念は広義のままに置いておいても良いかもしれない。しかし、この「スポーツの効果によって人々を活性化させる」ことのできる施策、法体系となっているかどうかの問題なのである。また、「スポーツ権」が新たに挿入され、基本法の基本理念とされていることも新たな発展である。そしてこれまでその対極にあった新自由主義的な市場化と、公共責任の後退を意味する「新しい公共」の表現が退けられた点も前進である。

次いで、「第1章 総則」である。第2～8条であるが、特徴的な点を挙げよう。第2条（基本理念）には前文と同様の「スポーツ権」が新たに記されている。この点は振興法には無かったことである。この50年間の社会とスポーツの世界的、国内的発展が反映されたものである。そしてスポーツの社会権への飛躍が期待される。しかし問題はそのための財政的保証がどれだけ具体化されるかである。その他「国の責務」、「地方公共団体の責務」が規定されるが、社会権としてどれだけの保障が実現されるのだろうか。「スポーツ団体」も「責務」ではなく新たに「努力」として規定された。スポーツ団体も責任は軽減するが共に努力せよということである。

「第2章 スポーツ基本計画等」は第9～10条であり、国として「スポーツ基本計画」を、地方自治体として「地方スポーツ推進計画」の作成を規定している。

「第3章 基本的施策」は3節から構成されている。まず、「第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等」は「指導者等の養成等」（第11条）、「スポーツ施設の整備等」（第12条）、

「学校施設の利用」(第13条), 「スポーツ事故の防止等」(第14条), 「スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決」(第15条), 「スポーツに関する科学的研究の推進等」(第16条), 「学校における体育の充実」(第17条), 「スポーツ産業の事業者との連携等」(第18条), 「スポーツに係わる国際的な交流及び貢献の推進」(第19条), 「顕彰」(第20条)である。このうち, 第17, 18, 19条は振興法には無かったものである。第17条は, 以前のスポーツ振興法では学校教育を含めなかったが, 今回はそれをも含めて総合的なものとなり, 第18, 19条はこの50年間でスポーツが社会で占める役割が大きくなったことを反映した。

「第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備」は, 「地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等」(第21条), 「スポーツ行事の実施及び奨励」(第22条), 「体育の日の行事」(第23条), 「野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励」(第24条)である。

「第3節 競技水準の向上等」は「優秀なスポーツ選手の育成等」(第25条), 「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会」(第26条), 「国際競技大会の招致または開催の支援等」(第27条), 「企業, 大学等によるスポーツへの支援」(第28条), 「ドーピング防止活動の推進」(第29条)である。このうち第27, 28, 29条は新たなものであり, この間のスポーツと社会の関連の進展を反映したものである。特に第27条は近年のオリンピックをはじめとする国際的なスポーツイベントの招致が, 単にスポーツの振興上のみならず, 政治経済的にも, 外交的にもその比重が増していることの反映である。

「第4章 スポーツの推進に係わる体制の整備」は「スポーツ推進会議」(第30条), 「都道府県及び市町村のスポーツ審議会等」(第31条), 「スポーツ推進委員」(第32条)である。

「第5章 国の補助等」は「国の補助」(第33条), 「地方公共団体の補助」(第34条), 「審議会などへの諮問等」(第35条)である。

「附則」の「スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討」(第2条)として「スポーツ庁」等の検討を行うとなっている。

以上が「スポーツ基本法」の概略である。以下, 問題点を検討しよう。以前の「スポーツ振興法」に有ったものでも, この間の社会の変化を反映してより精緻になったり, 調整されたりして, 適正化された。また, 無くなったものとして「職場スポーツの奨励」(第9条)がある。これは特に1990年のバブル経済崩壊以降の職場スポーツ施設の激減と, 職場スポーツ自体の減退により, もはや国民のスポーツ振興の一環には考慮し得なくなったことの反映である。更に「施設の整備」(第12条)「国及び地方公共団体は, 体育館, 水泳プールその他の政令で定める施設(スポーツの設備を含む。)が政令で定める基準に達するよう, その整備に努めなければならない。」はむしろ現在の方が以前にも増して重要な規定であると考えられるが, その規定は除外された。この点に今回の基本法の弱さがある。

1961年の「スポーツ振興法」は1964年の第18回オリンピック東京大会の体制整備の一環として作成された。しかし当時の国民のスポーツ参加は未だに低いものであり, テレビでのスポーツ放映も同様であった。まして国際試合のテレビ放映自体も少なく, あるいは国内での国際試合の開催自体も希であった。こうした情勢下で制定された「スポーツ振興法」である。そして西欧を中心とする福祉国家のスポーツ・フォー・オール政策も各国で徐々に始まりかけてはいたが, ヨーロッパ水準での共通話題とはなりきれていなかった。欧州審議会(Council of Europe)が加盟国に「スポーツ・フォー・

オール」政策の作成を呼びかけたのは1966年のことである⁴⁾。

そうした内外の動向を反映して、スポーツを国民の権利として考える思考は未だに熟していなかった。それ故に、スポーツを国や自治体が保障する思考と体制も十分ではなかった。この点でスポーツの参加の自由を保障する「自由権」の段階であるとされた⁵⁾。

この法律によって国はオリンピック後に、高度経済成長に必要な国民の体力育成の必要性からスポーツを多少重視するようになった。しかし最も影響を受けたのは地方自治体であった。高度経済成長によって徐々に高まる地域住民のスポーツ要求に直接的に対応するのは地方自治体であり、その高まる要求を無視、拒否することはもはや出来なくなった。これまでの法的な根拠は社会教育法第2条に挿入された「体育・スポーツ」の規定だけであるから、法的根拠として強いものでは無かった。しかし、「スポーツ振興法」によって、スポーツ固有の初めての法律が成立したわけであるから、もっと強くその政策的な基盤が形成されたのである。

そしてこの法律は1972年の保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」で最大限に生かされることになった。しかし1973年のオイルショック以降、その答申内容と「スポーツ振興法」の目指す方向は次第に無視され、歪められて行ったのである。

1980年代後半のバブル経済の時期に、国や自治体のスポーツ政策は少し上昇したが、1990年のバブル崩壊以降、現在に至るまで国民の福祉とその一環としてのスポーツ参加は低下を辿り、国の政策も、特に施設建設に関しては国の責任を完全に放棄したまま自治体の判断に全てを委ねるという責任回避である。そうした中で、唯一、総合型地域スポーツクラブとトップレベルの政策だけがソフトとして強調され、現在に至っている。

そうした中での「スポーツ基本法」の制定であるから、国民のスポーツ振興に多くの期待が寄せられた。既述のように、2007年8月に遠藤レポート「『スポーツ立国』ニッポン～国家戦略としてのトップスポーツ～」で高らかに宣言していた当面文化庁と同額の1,000億円（やがてはGNPの1%の8,000億円）と、かなり大胆な発展的な意見も出されたが、落ち着いたところでは、福祉としてのスポーツ権の保障の臭いなどもせず、以前からの「無視」の状態に近いものとなった。せめてサッカーくじの収益金によるギャンブル頼みである。

しかしここに示された諸施策はこれまで、保健体育審議会の多くの答申がその時代に応じた必要策を述べたのを踏まえて、基本的な視点として包含した。これは基本法であるから、予算処置などの具体的な施策は含めず、それは次の「スポーツ基本計画」で展開されるべきものかも知れない。ただ、ここに描かれるスポーツ立国の国家戦略が、その意図する様に実行されるためには、確実な予算確保が不可欠である。したがって、基本法の中にも予算支出に関わる何らかの規定、例えば「前年度GDPの1%等」が存在すべきであると考えられる。現在の福祉軽視の政治では基本法の理念の具体化は現実的には不可能であり、日本が福祉国家へと展開したときにのみ可能な鳥瞰図であることの認識もまた必要である。

日本体育協会、日本オリンピック委員会も創立100周年を記念して、「スポーツ基本法」施行の直後に『スポーツ宣言日本—21世紀におけるスポーツの使命』（2011年7月15日）を表明した。「既にユネスコは、1978年の『体育とスポーツに関する国際宣言』において、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることを謳っている。」とスポーツが基本的権利である事を協会としても承認したことは重要であるが、それに伴う国や地方公共団体などの公共の責務をどれだ

け問うているかとなると、極めて腰砕けの実態である。

2.1.6 「スポーツ基本計画」(2012.3.30)

スポーツ基本計画の骨子は以下のとおりである。

<p>スポーツ基本計画</p> <p>はじめに</p> <p>第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題</p> <p>1. 背景と展望</p> <p>2. スポーツ基本計画の策定</p> <p>第2章 今後10年間を見通したスポーツ振興の基本方策</p> <p>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</p> <p>1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実</p> <p>2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援などライフステージに応じたスポーツ活動の推進</p> <p>3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備</p> <p>4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備</p> <p>5. オリンピック・パラリンピックなどの国際競技大会等の招致・開催などを通じた国際交流・貢献の推進</p> <p>6. ドーピング防止やスポーツ仲裁などの推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上</p> <p>7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進</p> <p>第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項</p>
--

「スポーツ基本法」第9条の規定に基づき2012年3月に文部科学省から「スポーツ基本計画」が発表された。今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針と今後5年間に総合的に取り組むべき施策を示した。

今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針と今後5年間の短期方針は後者の第3章に述べる7項目で共通する。したがって、「今後5年

間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の検討で概要は理解できる。

「1.学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」は近年の子どもの体力をこれまでの頂点であった昭和60年頃の水準を上回れるようにするというものである。

具体的には、以下の3点で推進される。

- ・幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
- ・学校の体育に関する活動の充実
- ・子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

以上の項目を推進するために「施策目標」「現状と課題」「今後の具体的施策展開」として多くの事項が提起される。特に、「今後の具体的施策展開」では国と地方公共団体として行うべき項目が「羅列」される。

後にも総括的に検討することになるが、この時点で先ず「政策とは何か」という基本的な問題に直面する。つまり、思いつく課題を羅列しただけで、それが政策としての提起となるのかという問いである。

例えば、「学校の体育に関する活動の充実」において、新たに提起されていることの1つに、「担任とティームティーチングで体育の授業に取り組む人材（小学校体育活動コーディネーター）の派遣体制の整備」をするために国は支援するとある。これはこれで大いに結構である。この案はイギリスの経験から摂取している。しかし、基本計画での内容はその指摘だけで終わっている。したがって、イギリスの実態を簡単に紹介する。イギリスでは、「スクールスポーツコーディネーターSchool Sport Coordinator: SSC」制度を推進するための具体的体制「学校スポーツ連携 School Sport Partnership」を世界各地の経験を入念に検討して確立し、予算措置を伴って提起して実行している。

図1のように、1つの中等学校の回りに4～5校の小学校を配置し、中等学校の体育教師1

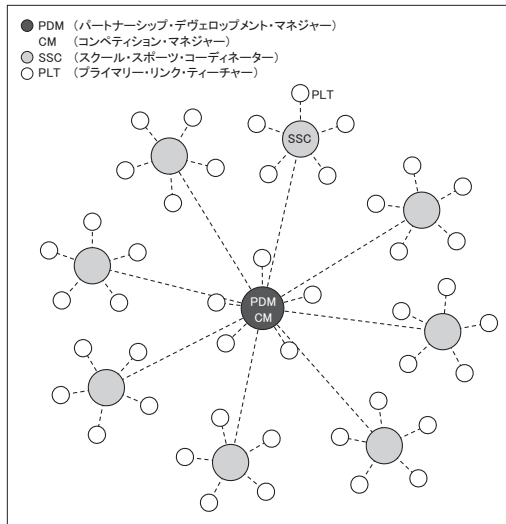


図1 「学校スポーツ連携」のファミリー図

名が体育専科の無い小学校の先生方の体育を指導をする。その1名の体育教師は週2日、自分の授業を離れて、小学校を指導したり、自分の中等学校の授業や部活動の活性化を推進したり、さらに地域のスポーツクラブとの調整のために専念する。この教師が「School Sport Coordinator」と呼ばれる。その2日間は代用教員を採用することになるが、その講師料はこの「School Sport Partnership」予算から支出される。そうした4、5校の小学校（そこには代表として各学校に1人、プライマリーリンクティーチャー-Primary Link Teacher: PLTがいる。）を抱えた中等学校が7、8校が集まって1つの大きな集団を作る。その中心となる中等学校にはその集団全体を統括し、指導する「Partnership Development Manager: PDM」が1人着任し、その集団全体の進捗状況や問題状況を把握する。このマネジャーは教員でなくてもよい。こうした1つの「School Sport Partnership」には小・中等学校合わせて約50校が集い、中等学校の指導の下に小学校の体育、部活動も推進されている。「School Sport Partnership」はイングランドに約450あり、すべての学校が加入して

いる。そして「School Sport Coordinator」は3,200人、「Primary Link Teacher」が18,000人存在する。こうして小、中等学校で合計50校程度から構成される1つの「School Sport Partnership」には年間平均4,320万円が援助される。つまり、それを450倍すれば、この「School Sport Partnership」だけで、年間4,320万円×450=194億4,000万円の財政を援助している。こうした政策を具体的に推進しながら、学校スポーツ、そして子どもの地域スポーツを具体的に奨励している⁶⁾。

以上のようなイギリスと異なり、日本の場合、政策提言が予算的裏付けを何も持たないので、その実施の可能性は全く分からない状況であり、無責任である。こうした提案の形式が日本の政策提案の在り方とすれば、それは克服されるべきと言わなければならない。

「2.若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の特徴的な点は、「できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度。現在45.3%）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度。現在23.5%）となることを目標」とする。そして以下の2点で推進される。

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
- ・スポーツにおける安全の確保

「国は、スポーツ実施率の低い比較的若い年齢層（20歳代、30歳代）のスポーツ参加機会の拡充を図るため、これらの年齢層のスポーツ参加が困難な要因を分析する。」とある。本来この世代はスポーツ参加の中心を占めるべき世代である。それが低いのはなぜか。

「国は……分析する」とあるが、この傾向はこれまで継続してきたことであり、大きな課題である。今回突如として発生したわけではない。それなのに、これまでなぜ分析してこなかった

のか。この点は、これまで分析してこなかった国の怠慢を指摘する格好となった。

現在、日本の若者の労働実態は深刻である。不正規雇用の増大、年間200万円以下の収入者の激増等々、またたとえ正規雇用になっても長時間労働と低賃金を覚悟しなければならない。こうしたワーキングプアアの増大が、20歳代、30歳代のスポーツ離れの最大の原因であることぐらい、誰にでも分かることである。そうした背景さえ曖昧化して、「要因を分析する」などと言って、回避している。労働実態の改善は文部科学省の責任範囲ではなくとも、福祉としての若者のスポーツ参加の点に関しては、地方自治体のスポーツ施設を増設し、スポーツ教室を増やし、スポーツクラブへ支援を行う、あるいは自治体施設の使用料を大幅に下げ、そのために国からもそれなりの補助金を出すなどの、活用を促進する施策を積極的に行うことが、参加を促進する政策の具体的な内容として必要である。しかしそうした提案は一切なく、「分析する」とだけある。1972年の保体審答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の作成においては、大々的な社会体育実態調査を行い、諸外国のスポーツ・フォー・オール政策に学びながら、住民のスポーツ要求に対応したスポーツ施設数の基準の作成など、極めて科学的な政策が提案された。それに比べれば、今回のそれはスポーツ基本方法に則ったスポーツ基本計画であるにも関わらず、その計画策定の水準は極めて低いものである。従来経過を考えれば結局は何もしないということである。

「3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」は以下の4点で推進される。

- ・コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
- ・地域のスポーツ指導者等の充実
- ・地域スポーツ施設の充実
- ・地域スポーツと企業・大学等との連携

である。このうち、公共の援助をあまり期待せず、自己財源力を持つ総合型地域スポーツクラブの強調だけが目につく。そうして自助をする。これが「新しい公共」の姿である。また、地域スポーツ振興の基盤であるスポーツ施設に関して、近年、減少傾向にあること、特に全体の6割を占める「学校体育・スポーツ施設」もピーク時（1990年）の156,548カ所から、2008年の136,276カ所へ、2万カ所以上が減少している。これは学校の統廃合などによるものだが、もちろんこの他にも企業施設の閉鎖、公共スポーツ施設の閉鎖、そして国民の福祉削減の煽りを受けた消費の低迷による民間営利スポーツ施設の倒産などによって、日本のスポーツ施設数は激減しており、これが国民、地域住民のスポーツ参加率を大きく低下させている。そうであればこそ、福祉を充実させ、公共スポーツ施設を多く建設することが必要である。しかし基本計画の施策ではこうしたスポーツ施設建設における国の役割、リーダーシップについては何も触れず、ただただ少なくなりつつある学校施設の開放のみが強調されるだけである。この点からだけ見ても、この基本計画がその目標に掲げる「できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度。現在45.3%）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度。現在23.5%）」の達成など最初から不可能である。さらに、この数値の達成のためには、いかなる政策により、どの主体がリーダーシップをとって、どれだけの予算を伴って、いつまでに実施するのか等々、政策としての具体性は何もなく、ただ架空の目標を提起しているだけである。

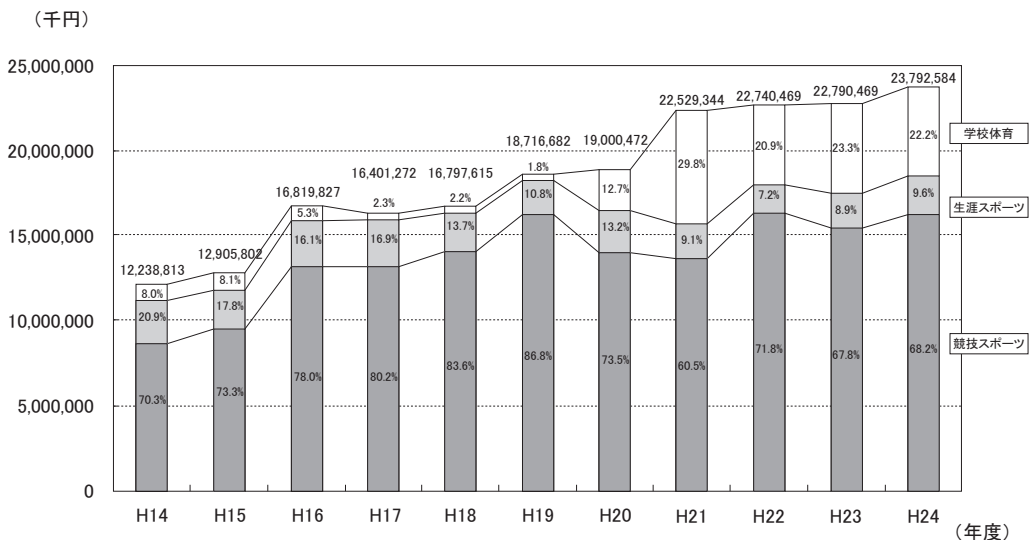
この点で、再度イギリスの事例を挙げておきたい。「文化・メディア・スポーツ省」が2020年までの長期方針として2008年に提起した「勝つためにスポーツする：スポーツの新時代（Playing to win: A new era for sport）」では、

「子どもスポーツ」「地域スポーツ」「エリートスポーツ」の3領域を推進するが、先ず16歳以下と60歳以上の自治体プール使用料金を全面無料化した。そのために政府は自治体に対して毎年224億円を支援している。こうして若者と高齢者の水泳への参加促進を行った。今後それを全年齢に拡大して1兆6,000億円を計画している。(最も、2010年の総選挙で労働党が敗れて保守党に代わり、こうした福祉予算は大幅に削減されたので、その計画が現在どの水準で維持されているかは不明。)

また、イングランドのスポーツ政策の作成と実施の組織である Sport England はその長期方針を受けて「Sport England の戦略：2008－2011」を作成した。この中で「世界最高の地域スポーツ体制」を確立するために、新たに100万人のスポーツ参加者を増加させる計画を立てた。この計画を推進するためにスポーツ施設の80%を占める自治体や実質的な推進組織であるスポーツ種目団体との協議を行った。そしてどの種目がどれくらいの新規加入者を増やすのかを具体的にリストアップした。こうして46種目団

体に総額768億円の補助金が支給された。例えばサッカー協会には41億160万円である。こうして、各種目団体は目的とする拡大人数とそれに見合う政府からの補助金を得て、本気で新会員の拡大を行っているのである⁷⁾。

この点で、図2は日本の文部科学省のスポーツ関係予算である。地域スポーツ活動(この予算項目では「生涯スポーツ」に近い)への参加者を増加させることは、先に見たように「できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度。現在45.3%)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度。現在23.5%)となることを目標」としたようにこれまでも指摘されてきたことだが、平成24年度のスポーツ予算総額が238億円で、その内の68.2%が「競技スポーツ」へ、22.2%が「学校体育」へ、そしてたったの9.6%が「生涯スポーツ」へ支給されているのに過ぎない。生涯スポーツ振興は全て地方公共団体が勝手に行えということである。これでは地域スポーツの振興とはならないことは、誰にでも分かることである。つまり、政策として文面上に掲げはす



※その他のスポーツ予算については1%未満のため、表示しない
(出典) 文部科学省調べ

図2 文部科学省のスポーツ関係予算

るが、国としては実際の実行は全く考えていないのである。

このような生涯スポーツ振興を軽視し、もっぱらトップスポーツのみを強調することは、これまででも、そして現在も開発途上国に見られる一般的傾向である。特にアフリカ諸国での長距離走選手の重点化や、あるいは韓国、中国などのトップレベルの強調、更に遡れば旧東ドイツなど、その事例には事欠かない。こうした政策の基本的なねらいは国民のスポーツの振興ではなく、あるいは一方でそうした経済的基盤が十分にはないので、もっぱらナショナリズムの高揚のための方策である。それ故、こうしたトップスポーツだけの突出した強調をここでは「開発途上国型」ないし「ナショナリズム高揚型」と規定しておきたい。日本や韓国のように福祉充実の経済的生産水準は十分に達成しているのに、それらの富はもっぱら大企業に占有され、十分には国民には還元されない国でも、同じ現象は起きている。この点で今回のスポーツ基本計画もまた、これまで保体審答申類と同様に、その願望は福祉国家的スポーツ政策でありながら、現実には「開発途上国型」ないし「ナショナリズム高揚型」に墮しているのが実態である。

「4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備」は以下の3点で推進される。

- ・ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- ・スポーツ指導者及び審判員などの養成・研修やキャリア循環の形成
- ・トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

国際競技大会における国の戦績は国民意識を高揚させ、あるいは国際社会でのその国の存在感を高める。この点で、日本も同様であり、図2に見るように少ない国の補助金の内、競技力の向上に力点が置かれてきた。ナショナルト

レーニングセンター（NTC）や国立スポーツ科学センター（JISS）の活用が大いに期待され、また2012年の夏季オリンピック・ロンドン大会における史上最高の38個のメダル獲得の背景にはこれらのセンター活用の成果であるとの指摘もある。

「5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」は以下の2点で推進される。

- ・オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等
- ・スポーツに係わる国際的な交流及び貢献の推進

大規模な国際大会の招致・開催は単にスポーツ団体のみで対応できることでなく、関係省庁・地方公共団体・スポーツ界そして時には協賛企業などの連携、情報交換が不可避である。また社会的気運の醸成なども必須であるが、日本ではこうしたことが十分とは言えず、今後いっそうの努力を提起した。

「6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上」は以下の3点で推進される。

- ・ドーピング防止活動の推進
- ・スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取り組みの推進
- ・スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取り組みの推進

国際試合における競技水準の高度化は、特にトップ選手にとっては極限状態でのトレーニングを不可避としている。そのためにドーピングの魅力に負けてしまう選手も出てくる。それは選手個人の健康への危機であるばかりでなく、青少年への影響も大きい。また、そうした違反を犯した選手にとって、精神的なダメージも大きく、その精神的なケアは重大である。世界的な水準でも WADA をはじめとして取り締まりが強化されている。

また近年、スポーツ団体における不正経理、不法賭博、体罰等が噴出している。これらはスポーツ団体としてのガバナンス（統治）の崩壊、未成熟の結果である。特に国や自治体の援助を受けた組織はその用途を明確に報告する義務があり、それらを含めたガバナンスの強化、透明性の確保が強く求められている。今回、特に強調された点の1つである。伝統的に、スポーツ団体はその競技経験者が現役を降りた後に就任するパターンが大きい。それ故組織自体が先輩後輩の雁字搦（がんじがら）めの状態であり、科学的なガバナンスは入る余地は少なかった。しかしもはやこうした非科学性は組織内としても、公的資金を得る組織として対外的にも、放置できない課題となったのである。

最後の「7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」は以下の2点で推進される。

- ・トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
- ・地域スポーツと企業・大学等との連携

これはトップアスリートのセカンドキャリアとして、地域スポーツ組織に指導者として職を保障することによって、トップスポーツと地域スポーツの連携・協働を推進しようというものである。こうした政策が実行されれば、確かにトップ選手たちも現役時代に将来への不安をあまり気にせず、選手として専念できる。そして地域スポーツでも、かつてのトップ選手に指導されることによって、技術の上達のみならず、スポーツへの関心がいっそう高められる。

しかし問題は、「3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」で見たように、日本の地域スポーツは貧困であり、1990年代からはむしろ衰退の一途を辿っている。これではかつてのトップ選手が活躍する場が確保できない。その点で、現在は宝の持ち腐れ、文化の浪費が

生じているともいえよう。このように、政策としての理想には大変素晴らしいものがある。しかし、こうしたトップ選手の引退後の地域指導者としての活躍という政策1つとっても、その背後には国全体の福祉としての住民参加への手厚いスポーツ施策があって始めて実現し得る課題なのである。

以上が、「第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の概要と問題点である。

そして「第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」は次の点が指摘される。

- ・国民の理解と参加の推進
- ・関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- ・スポーツの推進のための財源の確保と効果的な活用
- ・計画の進捗状況の検証と計画の見直し

前2者は当然だが、その具体的な促進策が無いことを指摘してきた。それ故、この基本計画も所詮は絵に描いた餅にしか過ぎないものである。

そうさせるかどうかの生命線はこれらの基本計画のための財政的保証がどれだけあるかどうかである。我が国は国内総生産（GDP）それ自体は世界で3位だが、各国のスポーツ関係予算をそれぞれのGDP比で見ると、OECDでも極めて低い状況にある。また地方公共団体のスポーツ関連支出も、1995年の1.02%をピークに減少続け、2009年には0.52%となっている。そうした、国や地方公共団体からの支出の減少の一部をギャンブル「サッカーくじ」で補っている。また、この対GDP比の国際比較を見ると、日本は諸外国に比較しても極めて低い水準にある。

こうして、日本におけるスポーツへの支出は国と地方公共団体共に、異常に低いのである。

これは国の責任放棄であり、それは福祉貧困の一環としてのスポーツ施策の貧困である。

そしてスポーツ基本計画は最後に、「計画の進捗状況について計画期間中に不断の検証を行い必要な施策を講じ」、「計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価することを可能とする評価方法や指標等の開発を図る」と述べている。しかし、これは評価論として最初から不可能なことである。つまり、全編がほとんど方向目標であり、具体的な到達目標とそれに伴う具体的方法が無いのだから、評価が出来ないのである。例えば「スポーツ施設の整備・充実」の項では次のように述べている。「国は、国立青少年教育施設・国営公園などにおけるハイキング、トレッキング、サイクリングやキャンプ活動など野外活動やスポーツ・レクリエーション活動の場となる施設等の整備を図ると共に、地方公共団体が行う体育館などの公共スポーツ施設などの充実のための取り組みを支援する。」これでは単に関わりますという方向目標だけであり、具体的にどれくらい予算規模で、どこまで行うかという到達目標は一切見えない。こうした方向目標しか無い計画の「評価」を行うとすれば、年度末に、「何々はこれだけやりました」という結果報告しか残らない。これでは単なる経過報告であり、目標設定、執行の方法、予算執行のあり方等の科学的な評価にはなり得ない。日本の行政施策の多くが未だにこうした非科学的な報告水準のものが多い。

ここで思い浮かべるのは、前号で見たイングランド、ドイツそしてスウェーデンなどの計画のあり方である。そこでは、計画には予算案を付して、何年計画で実現するかを明記する。だから、計画の進捗状況、達成状況が、その目標設定、プロセスの方法の是非も含めて具体的に評価出来るし、また政策自体がそうした評価を追求してきた。つまり、評価論において具体的な目標を設定し、それに対応した方法を採用

し、その上で到達目標を確立している。したがって、計画全体の何が問題で、何が達成されたか、そして今後の課題は何か等がより具体的になる。こうした評価は事実を根拠とする評価（Evidence-Based Evaluation）である。それだけに、評価の内容も厳しいものとなる。曖昧な予算使用も許されないし、途中の方法の是非も問われる。そしてその結果も厳しく問われ、これらが次期の計画への厳しい査定となる。日本の様に、この点での「なーなー」では済まないのである。

戦後、現在までの福祉の実態については前号で示した。大企業の内部留保金の増加する一方で、多くの国民の給与は、絶対的にも相対的にも減少の一途を辿っている。当然にして、国民福祉も低下の一途である。これはスポーツ分野でも同様である。例えば、スポーツ施設だけに関して述べれば、頂点であった1985年から1996年まで学校、公共施設数は増加したが、職場スポーツ施設が29,332から12,737へ半分以上の16,595を減らし、民間スポーツ施設では43,889から19,147へ同じく半分以上の24,742を減らした。そして2010年段階では総計で222,533であり1985年の292,117の76%水準に減少した。こうして国民のスポーツへの支出、スポーツ参加を減らしている。

施設建設の展望は無く、つまり内需拡大策の欠如の煽りを受けた。その一方、「総合型地域スポーツクラブ」の様なヨーロッパ（ドイツ）の特殊なクラブ像を強制的に模倣し、有料化して、「新しい公共」などと粉飾して地域に作成を強制した。そもそも、そのドイツの総合型地域スポーツクラブが前号で見たようにドイツの福祉国家の中で、どれだけの国家的援助で形成されたかを踏まえ、日本ではスポーツ施設を増やさず、学校施設を奪い、もっと極端に言えば会員の会費化だけが強調されて推進されてきた。

しかし、そもそもスポーツの振興策を総合的

に描こうとすれば、スポーツの公共的性格に規定されて、スポーツ政策も公共的な志向を持たざるを得ない。それは本来福祉国家的政策でなければ実現できない政策であることもまた、この間の答申の背後に垣間見えるものである。

今回の「スポーツ基本計画」もまた、スポーツ施策を羅列した一覧票である。もちろんこれらの施策が実行に移され、具体化されることが望ましい。しかし、それは現在の低い福祉政策の動向からすれば不可能なものが圧倒的に多い。もしこれらの施策全体を実現させたいのであれば、日本の政治全体を福祉国家化し、もっと福祉をせめて先進国並みにして、スポーツ予算を先進国の対 GDP 比水準にまで高める以外に無いのである。

3. 「スポーツ基本法」, 「スポーツ基本計画」批判

「スポーツ基本法」が発表されてから、いくつかの雑誌でそれに関わる特集が組まれたが、概ね歓迎的なムードが大半である。それは基本法という概略的な法体系を示したものであり、政策のより具体的な方策を示したものでないからかも知れない。

その意味では本来もっと議論されるべき「スポーツ基本計画」については殆ど「スポーツ基本法」に隠れた感じで、真正面から取り上げられることが少ない様に思われる。「何が強調され、何が欠けているか」「どのような立場から、どのように批判しているか」「スポーツ政策史をどのように総括した上での意見であるか」等々、興味は尽きないものであったが、少々残念でもある。ともあれ、まずは「スポーツ基本法」に対する意見から見よう

齋藤健司「スポーツ基本法の制定と今後の課題」⁸⁾は、スポーツ法の体系化をする上で、今後の法整備の課題をほぼ全面的に指摘したものである。

齋藤によれば今回の「スポーツ基本法」は先の「スポーツ振興法」に比べて4つの変革が読み取れる。第1は「スポーツ権」の承認であり、憲法第13条の幸福追求権がスポーツ分野においても存在する根拠となること、第2に障害者スポーツ、プロスポーツ、学校体育、スポーツ産業なども含めて、法の射程範囲を拡大した。第3に私的なスポーツ団体についても関係する規定を定めて、この面でも法の射程範囲を拡大した。そして第4は競技水準の向上を国の役割と認識した。以上のようにこれまでのスポーツ国家法体系とは異なる変革を含んでおり、日本のスポーツ国家法における歴史上の意義は大きいと述べた。

そうした一方で、次の4点を問題点とした。私の解釈も加えて指摘したい。第1は競技力の向上についてだけ国が「必要な施策を講ずるものとする」と強く定めているのに対して、その他の国民へのスポーツ普及は国及び地方公共団体が「施策を講ずるように努めなければならない」と、訓示的規定ないし綱領的規定で曖昧化されている。ここに施策上の偏りがある。こうしたトップスポーツ重視の志向はいわゆる「遠藤レポート」(2007.8)以前からも図2に見るように、文科省の政策としても一貫していることである。だから「開発途上国型」ないし「ナショナリズム高揚型」と銘打ったのである。しかし国民へのスポーツ普及はすべて自治体へ丸投げしてしまうという事実上の放棄である。地方自治体を貧困に追いやりながら、それは地方自治体の課題だといわれても、自治体としては十分な対応が取れるわけではない。さて、第2は第1と関連するが、スポーツ施設の整備基準の政令制定に関する規定が削除されたことである。これによってスポーツ普及の基盤ないし前提であるスポーツ施設建設の責任が曖昧化ないし国の責任の無責任化が明確にされたことである。この時点において既にこの法の空洞化は明

白である。第3はスポーツ権や基本理念に関する規定は示されたが、これらの規定に関する理論や説明は十分にはなされていない。これは、国際的動向や国内のスポーツ研究の動向を反映してスポーツ権を採用したが、今述べてきたように、国民へのスポーツ普及を本気で考えていないから、「仏つくって、魂入れず」の状態である。つまり、国民のスポーツ権を保障すべき国家の義務を全く自覚していないということである。そして第4は「スポーツ参加の自由」や「スポーツ団体の自治」などの観念が欠如している。これは前段との関連で言えば、国民の自主的なスポーツをどのように保障するかという点を真剣に、深く検討していない事の反映である。(その他多くは『詳解 スポーツ基本法』⁹⁾に示されている。

それらの課題を踏まえた上で、①スポーツ権及び基本理念、②スポーツ法の主体、③比較法的観点に基づく課題を齋藤は検討している。ここでは特に①についてももう少し詳しく見てみよう。スポーツ権論については既に「2」で触れたように、1970年代を除いては展開されていない。その点で2011年のスポーツ基本法施行以降はどのように扱われるのだろうか。

齋藤¹⁰⁾は、「憲法13条の幸福追求権は、新しい人権を包括的に保障する規定として捉えることが出来るが、スポーツ基本法の前文および第2条に定めるスポーツ権に関する規定は、新しい人権としてスポーツ権を位置付け、根拠づける重要な規定である」として、先ず第13条に依拠する。

次いで、スポーツ基本法の前文がスポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている」と謳っている

ことから、憲法第25条の生存権に連なると考える。そしてその生存権的スポーツ権はスポーツ基本法第1、2、3条に見るように国や地方公共団体が保障すべき基本的姿勢を示すものだとしている。

この点から見れば、スポーツ振興法(1961)がスポーツ参加の自由を規定したが、その保障の公的責任を規定しなかった(できなかった)がゆえに自由権の水準であったとすれば、今回のスポーツ基本法はスポーツ権の公的責任を強く自覚している点において、より社会権の保障へとシフトしたと言えよう。ここに歴史の、あるいは社会の権利保障の発展的趨勢が反映されている。問題は、社会権へと深化したが、それは未だスポーツ関係者の間でのことで、スポーツを含む広義の福祉が、今の政権担当者、政権党にとってはそうした福祉は社会権として自覚されていないところに最大の課題があるといえよう。

さらに齋藤はスポーツ権は「国民の心身の健全な発達」に寄与し、全ての人間の人格の全面的な発達に関わる成長発達権にも連なると規定した。齋藤はまたスポーツ権の保障は憲法第13条の幸福追求権を中心に、公的責任である社会権的な性格を規定したと把握している¹¹⁾。

また、スポーツ法の体系化の上では、各条項に沿って詳細な関連法の整備が必要である。スポーツ基本法には例えばスポーツの概念も明記されていない。これは広い概念を採用しているからである。また、スポーツ権の主体にしても、トップ選手、通常の愛好家、スポーツ関連職の人々等々、今後は詳細な規定が必要となる。

そして比較法的観点からは、諸外国のスポーツ法との比較研究の課題を提起している。特にフランスのスポーツ法を中心として世界のスポーツ法に詳しい立場からの課題を提起している。ただ、比較の場合、日本の他の法との関連、特に本稿の立場から見れば、福祉関連法との関

連では検討されていない。

4. スポーツ基本法の処方箋

これまでは「スポーツ基本法」「スポーツ基本計画」の成立過程とそれ自体、そしてそれへの批判を述べてきた。これ以降は、スポーツ基本法、スポーツ基本計画をより具体化するためのスポーツ権とそれに関わる理念を検討する。次いでそれに関連する社会福祉分野での最近の提起を、つまり社会福祉基本法の動向を垣間見て、権利としての福祉論、福祉と平和論などの検討を通して今後のスポーツ権論の発展、そして福祉としてのスポーツ政策の推進の基礎としたい。

4.1 スポーツ権論

日本におけるスポーツ振興の法的根拠は社会教育法（1949.6.10）の「第2条：社会教育の定義—この法律で『社会教育』とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」から始まった。これにより、公民館活動等の社会教育活動の一環にスポーツ的な活動も少し含められ始めた。

スポーツ固有の法律は東京オリンピックの開催を控えて議員立法で成立した1961年の「スポーツ振興法」である。確かに日本の歴史上初めてのスポーツの独自法であったが、議員立法であるが故に、予算規定を持たない弱点も有していた。その思想的基盤はスポーツの自由、自主性つまり参加の自由権を認めつつも、そのための公共的保障つまり国民の「スポーツ権」つまり社会権は未だ視野に無かった。

日本で初めてスポーツ権を主張したのはオリンピックの翌年に創立された新日本体育連盟（現新日本スポーツ連盟）の創立宣言である。そこには次のような一文が述べられている。「体

育・スポーツが少数の人の独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません。」こうした「スポーツ権」理念の下に、その社会権の保障、つまり国や自治体の義務（公的保障）を求めて新日本体育連盟は地域スポーツの振興に邁進する。しかし、スポーツ権の法論理がそれ以上展開されることはなかった。

スポーツ権の法論理が展開されたのは表1に見るように永井憲一「権利としての体育・スポーツ」¹²⁾が最初である。スポーツ権の法源はどのように展開されるのだろうか。基本的人権としての意義・性質と憲法上の根拠は千葉正士が指摘するように諸説が多数提出されているが、未だ定説が得られていない¹³⁾。また、実定法上の具体的な意味内容も、未だ定説が得られていない¹⁴⁾。1997年段階で述べられた主張であるが、15年を経た2013年現在もその状況は変わらない。それ以降、スポーツ権論が真正面から論じられることは無かったからである。

さて、先に見た齋藤は第13条の幸福追求権を第1に起きながら、第25条の健康権へと展開している。しかし、1970年代に展開されたスポーツ権論では以下のようになっている。永井は憲法第26条（教育を受ける権利）を法源としながら第25条（健康に生きる権利）をそのための手段として捉える。これは当時家永教科書裁判を厳しく戦った一人としての教育権論的論理が働いたと考えられる。一方、第25条をスポーツ権の法源としながら第26条をそのための補強として把握する論者が多い。まずは生存の前提としての健康のためにスポーツがあり、その保障として第26条の教育権を強調する。ここには論理上の対立がある。一方、1970年代の論調を概括した上で松元忠士は第13条（幸福追求権）をスポーツ活動の自由権として、第25条の健康権を国家による条件整備＝社会権として把握した¹⁵⁾。また、当時世界でもっとも先進的と考えられた

東ドイツの動向も参考にしながら、大川陸夫は人格権、労働権との関連で展開した¹⁶⁾。このスポーツ権の法源、構造に関しては以上の段階で停止しており、千葉が指摘するように未だ定説としては確立していない。

他方、スポーツ権は国際的には1976年に「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」

が、そして1978年にはそれを受けてユネスコが「体育・スポーツ国際憲章」を提起し、それぞれの第1条で「スポーツの享受はすべての人の基本的権利である」と規定した。

日本国内でも1970年代はそれらとの関連である程度は論じられていたが、1980年代に入るとほとんど展開されなくなった。新自由主義的な

表2 スポーツ権研究主要論文 1972年以降

番号	発行年月	表 題	筆 者
1	1972.12	権利としての体育・スポーツ (『体育科教育』)	永井 憲一
2	1973.10	雑：月刊社会教育 特集・権利としてのスポーツ ・権利としてのスポーツ ・くらしのなかにレクリエーションとしてのスポーツを	川本 信正 大堀 孝雄
3	1974. 2	スポーツ権の確立と市民運動の展開 1	影山 健
4	3	同上 2	
5	1974.10	国民のスポーツ権の保障の方途 (『月刊社会教育』)	広畑 成志
	1975. 3	ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章	
6	1975. 3	基本的人権と体育・スポーツ (『民主スポーツ』)	影山 健
7	4	スポーツの権利と振興法 (『民主スポーツ』)	野田 底吾
8	1975.10	雑：体育科教育 特集・国民のスポーツ権を考える ・国民総スポーツと国民のスポーツ権 ・国民スポーツ統一戦線 ・国民の権利としてのスポーツ ・スポーツ権とスポーツ運動 ・スポーツ権とスポーツ行政の今後 ・「スポーツ権」論批判	竹之下休蔵 川本 信正 影山 健 伊藤 高弘 糸野 豊 飯塚 鉄雄 伊藤 高弘
9	1977. 1	スポーツ権と国民スポーツ運動 (『一橋論叢』)	影山 健
10	1977. 9	権利としてのスポーツ (『現代スポーツ論序説』 スポーツを考えるシリーズ①)	関 春南
11	1978. 1	スポーツ権を考える1～3 (『運動文化』13, 14, 15)	中村敏雄編
12	1978. 4	『スポーツ政策』 スポーツを考えるシリーズ④	草深 直臣
13	1978. 6	国民のスポーツ権と体育科教育の任務 (『保健・体育』)	
	1978.11	ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」	
14	1978.12	「体育・スポーツ権」の再検討 (『学術研究—教育・社会教育・教育心理・体育編一』早稲田大学教育学部、『体育・スポーツ法学の諸問題』1983. 9に所収)	浜野 吉生
15	1979.12	スポーツ権と民主スポーツ (『議会と自治体』)	大沢 毅
16	1980. 1	雑：スポーツのひろば 特集・スポーツ権を考える ・スポーツ団体と補助金問題 ・ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」をどのように読むか ・スポーツ理念の転換	伊賀野 明 森川 貞夫 関 春南
17	1980. 3	体育・スポーツ国際憲章の現代的意義 (『スポーツのひろば』)	唐木 国彦
18	4	『スポーツ社会学』	森川 貞夫
19	4	スポーツ権とスポーツ振興法 上 (『スポーツのひろば』)	浜野 吉生
20	5	同上 下	
21	1980. 秋	スポーツ権の意義と課題 (『季刊教育法』NO. 37)	中村 敏雄
22	1980. 秋	雑：国民教育 46 特集・権利としての体育・スポーツ ・「対談」権利としての体育スポーツを考える ・権利としてのスポーツ理念	中村 敏雄 伊ヶ崎暁生 関 春南
23	1981. 4	スポーツ権の法理論と課題 (『法律時報』)	松元 忠士
24	1981.12	スポーツの権利 (『社会主義法研究年報』NO. 6)	大川 陸夫
25	1986.12	「スポーツ権」思想の史的研究—我が国の「スポーツ権」思想に対する時代区分 試案— (『東京体育学研究』Vol. 13) 日本体育学会東京支部	佐原 龍誌
26	1989	スポーツの公共性と主体形成	内海 和雄

(内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不味堂出版、1989、p. 116)

市場化論がスポーツ政策にも浸透し始めたためである。1989年に内海和雄が「スポーツの権利・公共性」として公共性論と関わらせて提起するまで、ほぼ休止の状態であった。

世界のスポーツ権、基本的人権は「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章 (European Sports for All Charter)」やユネスコ「体育・スポーツ国際憲章 (International Charter of Physical Education and Sports)」に見るように、単に第1条に「スポーツを享受することはすべての人の基本的権利である」と規定し、その権利の具体化は各国内でそれぞれの法論理の下に深められるべき課題とされた。しかし、管見するところ、それ以上の議論が各国で深められている様子はない。一方、1970年代の日本ではスポーツ権とその法源、関連法について、先述のようにいろいろと試みられた。この差違はなぜなのだろうか。

第1に考えられることは、西欧では福祉国家のスポーツ版として国が「スポーツ・フォー・オール政策」を推進し、国が国民のスポーツ参加を促進したから、その政策的内容に焦点が集中し、スポーツ権を推進する国民の側で、運動して詳細な論理を必要としなかったことである。それでも、スポーツは国民の権利であるという思潮は着実に浸透していった。

第2に、日本では怠慢な国家に対してスポーツ権を承認させ、西欧のような福祉国家的な「スポーツ・フォー・オール政策」を推進させるためにも、詳細な論理をもって「権力」を説得しなければならなかった。あるいは権利として獲得しなければならなかった。

ここで問われるのが、権利と義務との関係である。権利とは権力(国家、自治体あるいは企業における経営側、そして大学他の組織等では執行部等である)にも承認された要求である。当然にして運動側は自らの要求を権利として認識し、理論付けし、それを権力側に権利として

承認させる地道な運動が求められるが、それが承認されて初めて権利となる。また、義務とはその権利を主張する運動側の道徳的な規範として論じられることもあるが、それは違う。本来の義務とはこの権力関係における権利を保障するために権力側が保障すべき施策である。

第3に、1970年7月には家永教科書裁判をめぐる東京地裁で杉本判決が出され、「国家の教育権」に対して「国民の教育権」が承認された。前者は、教育内容は選挙で選ばれた政権党の主張に委ねて、国家が決定権を持つという主張である。他方後者は、子どもの教育権を保障するのは親の義務であり、親はそれを専門家である教師に付託する。従って、教師集団が教育内容の根本的決定権を持つべきである。権力の義務とはどの教育内容に介入することではなく、教育が十全に、円滑に進むようにあらゆる教育条件を整備することであると規定した。その上で、第26条の教育権の法論理が問われたのである。

ここでの法論理はスポーツ権論の推進にとっても決定的な影響をもたらした。例えば、先の永井憲一の場合、その教育権論にも積極的に参加していたから、スポーツ権論にはその論理が強く規定していると考えられる。ともあれ、厳しい状況下、運動の側とすればより緻密な論理でその推進が求められた。

そして今、「スポーツ基本法」の発展的な推進のためにも、こうした法論理の体系化が求められている。

4.2 スポーツの権利・公共性

公共性論は憲法に見る「公共の福祉」として、従来は国家の側からの論理が強烈であった。例えば、道路の延長、拡張のために、あるいは飛行場の建設のために、更にはダムの建設のために等々、公共事業の推進のためその計画に引かかる個人の家や土地の買収が生じる。その場合、その公共事業の在り方に批判があったり、

いろいろな理由からそれらの買収に反対でも、「公共の福祉」のもとに強制的な買収を行い、撤収を迫ってきた。こんなことで「公共」という用語には反感を持つ人もいた。しかし1973年、大阪地裁における「大阪空港公害裁判」で、夜9時以降の夜間飛行の住民側からの禁止請求は、従来のように国の「公共の福祉」=「上からの福祉」論によって拒否された。この過程で住民つまり原告側は「真の公共性」=「下からの福祉」を樹立して対抗した。この背景には1960年代の企業による公害への住民運動、そして70年代に入ると公共機関自体による環境破壊への対抗運動が高揚し、健康権、日照権、環境権、それに1950年代から「朝日訴訟」等で継続する生存権、社会福祉権、そして国民の教育権など「新しい人権」が強く主張され始めたことがある。

同じように家永教科書裁判における東京地裁・杉本判決（1970）は国民の教育権論を展開して、教科書の記述内容の当否に及ぶ検定は教育基本法第10条に違反し、また、教科書検定は憲法第21条2項が禁止する検閲に当たるとして、「国民の教育権」を支持した。一方、東京地裁・高津判決（1974）は「国家の教育権」を展開して家永側の教科書検定は憲法第26条に違反するとの主張を否定し、教科書検定は表現の自由に対する公共の福祉による制限であり受忍すべきものとして憲法第21条が禁じる検閲に当たらないとした。こうした中で、教育権論の法論理が厳しく問われた。

以上のように日本社会でも公共性が問われ始めた。ハーバーマス¹⁷⁾の公共性論も紹介され、公共性論は大きく取り上げられていった。ハーバーマスの言う「市民的公共性」「人民的公共性」そして「独裁下の統制された公共性」が錯綜し、あるいは住民運動、国民の生活の必要性から提起された「真の公共性」「下からの公共性」「共から公への公共性」と、「上からの公共性」「公から共への公共性」「官僚主義的公共」¹⁸⁾

化、「資本主義的社会化=従属化」¹⁹⁾「国家的公共性」²⁰⁾とが鋭く対立するようになった。社会教育、社会体育もまたその一環にあり、スポーツ権の根底となる理論と運動も、「上からの公共性」に甘んじること無く、「下からの公共性」「真の公共性」を確立しながら進むことが求められていた。

以上の記述は1989年の拙著『スポーツの公共性と主体形成』²¹⁾で述べた、当時の状況と課題である。ここでは公共性を問う上での中心的な論点として、国家の、上からの公共性なのか、それとも下からの、住民の共同性からの公共性なのかが大きく問われていた。

それと同時に、権利とは何かを問うとき、それは住民の固有の要求であるが、エゴと公共性との差違には、そうした要求が権力（ないし行政）の承認を獲得しているかどうかに関わっている。先にも触れたように、住民は固有の要求を持って、その要求を「権利」（主観的な権利要求）として主張して行政（権力）に承認するように働きかけるが、その段階では未だ公に承認された権利として確立しているわけではない。やはり行政（権力）が公共的な営為として承認する段階において権利として確立する。逆に言えば、どのような住民の要求もそれが公共性でなければ権利としての承認は得られない。

こうして、権利と公共性とは同じ論理の表裏の関係にあることがわかる。これはスポーツの権利を問うときにも同じである。スポーツ権を問うときには、一方でスポーツの公共性が存在しなければ、それは権利として成立し得ない。そこで、私はスポーツ史を遡り、「スポーツの所有史」の視点から、新たにスポーツの「権利・公共性」の成立を提唱し、「スポーツの所有史」を「スポーツの権利・公共性の歴史」として、歴史観の再検討を行った²²⁾。

ともあれ、スポーツ分野でスポーツの公共性論を提唱したのは私が初めてであるが、当時全

く相手にされなかった。未だアマチュアリズムの残滓つまりスポーツはあくまで個人的営為だとする観念がスポーツ関係者にも沈殿しており、一方では未だ「上からの公共」概念が強い中で、スポーツ条件の保障における公共責任が未形成な中で、さらに自治体でのスポーツ施策も少しずつは伸展していたが、それは公共性論には結合せず、「スポーツの公共性なんて馴染まない」とも言われた。

その後、保健体育審議会答申類も「スポーツの公共性」を認識し始めた。特に、トップ選手への公的補助に関しては、公共性を論拠にしなければ補助の論理が成立しないからであり、国や自治体のスポーツ提供の理論的な根拠も公共性以外には見いだせない現状である。あるいは1993年に発足したJリーグの各チームには自治体から物的、人的そして所によっては資本的な支援も行われた。これらの公的支援の根拠は、私的企業であるJクラブの活動が公共自治体の、地域の、住民の活性化にとって極めて公共的意義が大きいというのが根拠である。もしこの公共的意義が無ければ、公共自治体は私企業に支援をすることはできないからである。

こうした動向を反映しながら、スポーツの公共性論は学会でも少しずつ展開され始めた。しかし、例えば菊幸一の公共性論に典型的に示されるように、スポーツの公共性論として具体的に提起された内海の論を先行研究として無視しながら、あるいは権力関係を捨象してもっぱら抽象的にあるいは公共性論を引用しながらあるべき論を述べるに過ぎず、公共性論として深められては居ない²³⁾。

ともあれ、2011年の「スポーツ基本法」ではスポーツ権を承認した。そしてそれは当然にしてスポーツの公共性との関連をも問わなければならない。それは「スポーツの権利・公共性」として発展させる必要がある。しかし、現実の「新しい公共」なる概念はスポーツの有料化を意

図し、個人の責任、企業への援助依存そして最後に公共責任は持ち出し、あくまでも公共機関が義務を持った、福祉国家的な公共性とは異なる。もっと厳しく指摘すれば、広がりつつあるスポーツの公共性の認識に対して、その動向を否定し得ずに「公共」なる用語を使用するが、しかし出来るだけ公共機関の責任をほかそうとする、新たな論理である。

4.3 スポーツの「権利・公共性」と「福祉」

ここで、改めて西欧・北欧の福祉国家におけるスポーツ・フォー・オール政策の成立と発展を、「スポーツ権」、「スポーツの公共性」そして「スポーツは福祉」というテーマで振り返ってみると、それらの相互の関連が浮かび上がってくる。それ故にそれらを関連づけてスポーツ史を概観すると、新たなスポーツ史の歴史観が形成される²⁴⁾。である。

歴史とは、常に現代の課題から再検討され、書き換えられるものである。その点で、スポーツの歴史も「権利・公共性・福祉」という視点から振り返ってみると、「スポーツの所有史」として描き直される。

人類史における福祉国家という発展段階において「権利・公共性・福祉」を包含し、連結したスポーツ・フォー・オールが初めて可能となった。もちろん、福祉国家における国民の経済的基盤は条件において完全に平等になったわけではない。それは資本主義社会という経済的不平等を前提とする体制下での営為である以上、当然のことである。それは現在の西欧・北欧諸国での福祉の実態、スポーツ・フォー・オールの実態を見れば、他の資本主義国よりは多くの積極面を有しているにも関わらず、尚多くの課題を内包していることから明白である。しかし、これまでの歴史、社会にあった福祉、スポーツ享受の階級的独占は徐々に解消されつつあり、解消される条件を備えつつある。その点

では新しい歴史的段階である。

日本では西欧・北欧的意味での福祉国家は未だ達成されず、そして近年の政府もその意図はない。そのことが、国の生産的な経済力を「フォード主義安全保障国家」として十分に達成したにも関わらず、その富は大企業にのみ集中し、国民へ「ケインズ主義的福祉国家」として分配する体制にはならなかった。こうして日本は福祉国家にはならなかった。このことの1つの表れが、これまで見てきたように未だにスポーツ・フォー・オール政策を実現していないことである。

保健体育審議会答申類もその意図するところは、意識的か無意識的かは不明として、スポーツ振興の政策を全面的に展開し、その遂行の中心的な役割を国、自治体などの公共機関とすればするほど、その具体化される政策全体は福祉国家でこそ実現されるべき内容、福祉国家でしか実現されえない内容となっていた²⁵⁾。つまり、学校スポーツ、地域スポーツ、トップスポーツの総合的なスポーツ政策を実現しようと思えば、それは公共的援助によってしか達成し得ないものである。それを近年の新自由主義的な市場化に任せれば、貧富の格差拡大をもたらし、スポーツ・フォー・オールの意図する全国民への「平等」なスポーツ機会の提供とはならず、この分野においても「スポーツ享受も金次第」という格差となってしまう、国民、地域住民のスポーツ離れを引き起こしていることで十分に照明している。それ以前に、国民の生活の格差の拡大は、多くの国民のスポーツへの接近を遮ってしまっているのである。

スポーツ振興の総合的な推進という保健体育審議会答申の目指した方針の具体化は、再度強調するが、日本が福祉国家でなければ実現し得ないということである。こうした背景、含意を理解せずに、ただ「中立的に」スポーツ政策を表面的になぞらえているものも多いが、それで

は真の政策研究とはならない²⁶⁾。

5. 新福祉国家・社会保障論の動向から (スポーツ基本法の全面的実現へ向けて)

5.1 新福祉国家論

「スポーツ・フォー・オールと福祉国家」²⁷⁾で分析したように、多くの論者が国家論抜きの福祉国家論を展開している。しかし、福祉は国民の側から見れば「勝ち取る」対象である。国家はその支配階級の福祉のために国家福祉を与えてきた。しかし国民一般に、つまり被支配階級も含めての福祉を自動的に与えるものではない。その点で、被支配層の国民一般にとって、福祉とは国家ないし権力者から権利として「勝ち取る」対象であった。それは現在の福祉国家においても例外ではない。まして日本のように生産体制は先進国であるにも拘わらず、分配あるいは福祉においては開発途上国並みという国においては、福祉一般は広く階級闘争の一環となっている。スポーツ・フォー・オール政策もまたその一環にある。

日本の福祉国家論の多くは福祉類型の分類や、詳細な福祉項目だけの分析など国家論抜きの傾向が強い。そうした中であって、日本の現在の政治・経済に対応して、新福祉国家論が展開され始めている。スポーツ基本法の処方箋はそうした文脈の中においてのみ実現可能であることから、それらの動向について少し垣間見ておこう。

5.1.1 新福祉国家の展望

現代の日本で新たに福祉国家を展望するとき、それは西欧・北欧の福祉国家の後追いでは不可能である。その理由は、それらの福祉国家の形成された政治的・経済的背景が現在の日本のそれと大きく異なるからである。そればかりでなく、それらの国々における政治的・経済的な相違は、同じ福祉国家と呼称される中でも、エスピノ＝アンデルセンの3類型に見たように、大

大きく特徴を異にする。

ともあれ、福祉国家の成立の前提条件として一定の経済的発展は不可避である。この点で開発途上国での福祉国家の成立は不可能である。その上で西欧・北欧の特徴を概観すると、先ず第1次、第2次世界大戦への国民の軍隊への動員の必要性があったことである。それぞれに各国とも総力戦であったが、国民を動員するために戦時中、ないしそれぞれの戦後にブルジョア政権は国民、労働組合、労働者政党へのある程度の譲歩をせざるを得なかった。ここでマルクス主義に一定の影響を受けた社会民主主義勢力も保守勢力も、国民の福祉にはある程度の理解を示した。

しかし日本では、第1次、第2次世界大戦への動員には、国民の抑圧、特に左翼と自由主義思想の抑圧と、国民への「我慢」の押しつけで、もっぱら軍事力の強化を推進してきた。それは第2次世界大戦後にも引き継がれた。この戦後の改革も国民主体の点では多くの制約を持った。占領国のアメリカがそれを嫌い、また戦前戦中の保守派の巻き返しの中で、戦後は出発した。それ故、社会主義勢力の影響は極力抑圧した。この一環に、福祉の開花も抑圧された。それでも既述のように、1970年初頭まで、国は福祉国家的な施策も多少は志向した。そして1960年代の高度経済成長期は後の日本の基本となる企業社会体制の確立と同時に、その高度経済成長が公害、労働災害などの企業責任の放棄の下での多くの弊害に国が対応しない分を革新自治体が担い、それは「地方版福祉国家」をもたらした。しかし、73年のオイルショック以降の保守派の巻き返し、革新自治体潰し、公的責任を拒否して私的責任による「日本型福祉社会」へとシフトした。ここでは先の企業社会化に全面的に突入した。

こうした中で、今新しい福祉国家が展望されているが、改めてその「新しさ」を見てみよ

う²⁸⁾。そしてそこに強いてスポーツとの関連を検討したい。

第1に、新福祉国家は開発途上国や他の先進国と協働して大企業の野放図な展開を規制し大企業に対して正当な負担を課すことにより、人間らしい経済発展、環境と両立した発展を追求する営みとなる。既存の福祉国家は経済成長に乗って、大企業の繁栄による税収増を土台に展開した「フォード主義的生産体制」に依拠した。しかし、現在西欧の福祉国家においても、そして日本では更に大企業が多国籍化して競争力を強化し、いっそう繁栄するために大企業負担を軽減し福祉国家を解体・再編しようとしている。こうした状況下での新福祉国家建設であり、大企業との関係が根本的に異なっている。多国籍企業、大企業への課税、莫大な内部留保金の活用による国民生活への分配等々、それだけに新福祉国家・自治体の建設はいっそう大きな政治的力が必要となる。

これはスポーツ・フォー・オール政策を実現する前提の課題である。現在の政府が福祉を破壊し、大企業優遇の新自由主義的政策を推進する限り、国民、地域住民のスポーツ参加政策は実現されないのだから、スポーツ分野から見ても、福祉を重視する政府の樹立は不可避な課題である。

第2に、新福祉国家は平和を志向する国家・自治体である。既存の福祉国家(Welfare State)が、第2次世界大戦中から戦後に掛けて、戦争国家(Warfare State)に対抗した概念、政治的・経済的理念であった。したがって、両者は密接に関連したものである。総力戦への国民動員、冷戦期の社会主義との対峙の中で作られた、いわば戦争と対になった国家であった。そして現在、新自由主義の追求する多国籍企業の市場秩序維持のための戦争政策に積極的に反対しなければ、新福祉国家は建設できない。福祉と平和が内的に関連しているからである。これまで

の福祉国家研究者の多くが、国家論を無視した「福祉国家」を論じてきたために、平和論が切り離されてしまったのである。

この点はスポーツの福祉、平和を検討する上でも決定的に重要な視点である。現代の平和論において、平和とは単に戦争の無い消極的な状態ばかりでなく、より福祉が充実し、国民の権利や民主主義が保障された状態を積極的な平和という。スポーツと平和の関係を見ると、前者の消極的な平和での活躍もある。対立状況にある国家間で、子どもたちを集めてスポーツ教室や試合を行い、相互の理解に貢献している試みも多く報告されている。また開発途上国の貧しさ、教育の貧困、エイズ撲滅などの課題を解決する一環としてスポーツがますます大きく活用され始めている。それを国連始め世界のスポーツ組織も積極的に参加している²⁹⁾。このように、スポーツは福祉の一環であると同時に、スポーツを通して他の福祉を促進する機能としても大きな役割を果たしている。それは日本の国内においても言えることである。

第3に、新福祉国家は雇用の保障と社会保障の両輪を意識的に追求するシステムである。現在の新自由主義的、あるいは多国籍企業の競争力強化のための、雇用破壊政策に対抗して、国民の雇用と生活を重視した政策が必須である。この場合「大企業の繁栄が、国民の生活へ還元される」とするトリクルダウンのイデオロギーに攪乱されないことである。このトリクルダウン理論はある程度世界の常識である。しかし日本は特殊である。世界で第3位のGDPを有しながら、その富の大半は大企業に集中し、国民には分配されないのである。

国民のスポーツ振興の貧困さはまさにこの点に決定的な原因がある。そしてスポーツを享受するためには「時間、場所、金」そして仲間が必須である。現在のように不正規雇用が多くなり年間200万円以下の給料しかもらえない若者が

激増している日本で、つまり不安定な雇用条件の下にある日本では、スポーツ参加の前提が崩壊しているのである。それだけに、まずは安定した雇用を若者を先頭に、もっと広く国民に保障しなければならない。

そして第4に新福祉国家は、福祉や医療、介護のための公共事業投資、環境に配慮した町づくりや新産業の育成、教育や福祉などのサービス産業の充実などを重視する必要がある。この点が重視されてこそ福祉国家なのである。既存の福祉国家は大企業の製造業を中心に経済発展をした。しかし新福祉国家とは現在、大企業本位の新自由主義によって淘汰、停滞の危機にさらされている中小・地場産業や農業などの「低」効率産業を含み込んだ経済発展、産業政策を積極的に追求する。

この点もまたスポーツにとって重要である。国民へのスポーツ提供もまた広義のサービスの一環であるからである。更にスポーツの普及とは地域の中できめ細かな施策が必要であるから、地域的な振興、活気が不可欠なのである。

以上のような新福祉国家はこれまでの大企業擁護の新自由主義的な政策と真向から対立するものである。しかし、新福祉国家を志向しなければ国民の生活と健康もまた維持されない。その点では大きな政治的、経済的な変換を伴わなければならない。また、ここに示されるそれぞれの内容は、スポーツに参加する前提である生活条件の改善をも含んでおり、今スポーツ振興のうえで、スポーツ関係者が最も注視しなければならないことである。

また、「日本は非福祉国家の典型国である」と結論づける橋木は「格差社会への処方箋—『非福祉国家』からの脱却—」、つまり新福祉国家への志向として次の7点を提起している。これは福祉の一環である国民のスポーツを提供する上でも前提となる重要な視点である。

1) 競争と公平の両立

- 2) 雇用格差を是正する
- 3) 地域の力を引き出す
- 4) 教育の機会を奪われない
- 5) 急がれる貧困救済
- 6) 税制と社会保障制度の改革
- 7) 「小さい政府」からの脱却（日本はすでに「小さい政府」）³⁰⁾

5.1.2 新福祉国家と社会保障

以上のように、新福祉国家は真空状態からの志向ではなく、新自由主義の思想と政策が進行する現実の構造改革型路線への対抗である。それ故に、新福祉国家構想は次のようなより具体的な6つの課題を抱えている³¹⁾。

第1の柱は、憲法25条の謳う、人間の尊厳にふさわしい生活を営むことを保障し、権利を実現するために必要な雇用保障と社会保障の体系を求める。これは社会保障憲章であり、社会保障基本法である。

第2の柱は、そうした社会保障の体系を実現し福祉国家を運営する税・財政政策である。

第3の柱は、大企業本位の経済成長ではなく、農業、漁業、地場産業、福祉型公共事業、教育・医療・福祉領域の雇用拡大を中心とする地域と地場産業主体の経済構想である。

第4の柱は、大企業本位の、国家責任を放棄して地方に構造改革を丸投げする、いわゆる「地域主権改革」に対抗する福祉国家型地方自治体と民主的國家の構想である。

第5の柱は、原発を廃止し原発に代わる自然エネルギーを中心としたエネルギー政策である。

第6の柱は、軍事大国化を拒否し、安保条約を廃棄し、自衛隊を縮小し合憲的なものに改変していく安保・外交構想である。

以上の論理から、社会保障基本法を構想するが、ここには4つの意義とねらいを込めている。

第1は、憲法第25条が謳う「健康で文化的な最低限度の生活」保障の輪郭、その保障に必要な原則の全体像を明らかにすること。

第2の意義は、社会保障基本法であるべき社会保障の原則を明らかにするだけでなく、それに反する現実の制度や原則を批判・点検し、その改廃を求める武器にするという意義である。

第3に、社会保障基本法は現在多数行われている社会保障関係の裁判に対して、司法審査の基準を示し、裁判の見地からも社会保障の蹂躪に歯止めを掛け、社会保障の前進を促そうというねらいを持つもの。

第4の意義は、社会保障のそれぞれの制度や運営のあり方について、市民、特に当事者が持つ手続き的な権利を積極的に提示することによって、必要なとき、直ちに社会保障を利用でき、人間の尊厳にふさわしい生活を実現できるような手立てを保障することである。

通常「社会保障」には公的扶助、社会保険、社会福祉、社会手当、保健事業などが含まれるが、ここでは居住保障をこれに加えると共に、社会保障領域と密接に関連する範囲の雇用、教育等についても、積極的に触れている。これらが十全に実現されることで、憲法第25条が保障する「健康で文化的な生活」が確保される。憲法第25条とは、憲法が保障するこれら諸人権の「総論」位置を持つからである。(p. 69) 以下、社会保障基本法案の前文と骨子を例示する。

「社会保障基本法2011」

前文

日本国憲法第25条は、その第1項において、すべての「国民」が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有していることを高らかに宣言し、この権利を受けて同条第2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」と規定して、日本に暮らすすべての人々が人間の尊厳にふさわしい生活を営むための国および地方自治体の責務を明らかにした。また、憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大

の尊重を必要とする」と謳った。第25条を踏まえれば、第13条は、すべての人が「健康で文化的な」生活を保障されることを通じて、「個人として尊重され」、「生命、自由」や「幸福追求」を実現する権利を保障されることを想定するものであった。

しかしながら、この憲法が制定されてから64年を経て、なお私たちの前には、日本に暮らすすべての人々が「健康で文化的な」生活を営み、その多様な個性にしたがって「個人として尊重され」、「自由」と「幸福」を追求しているとはほど遠い現実が広がっている。

とりわけ近年では、企業のリストラ、非正規化により多数の失業者、非正規労働者が生まれ、職場の労働条件の悪化、更には不況による中小・零細企業の倒産などにより貧困が増大している。さらに、この間の「構造改革」を名とする施策の展開によって、社会保障の諸制度は大きく改変され、貧困が改善を見ないどころかその深刻化を促進し、貧困に伴う児童虐待、餓死、自殺という、およそ世界有数の経済大国では考えられない悲惨な事態が後を絶たない。憲法第13条、第25条が保障した人権はいったいどこへ行ったのかと疑われる状況すら現出している。

2011年3月11日に発生した東日本大震災それに伴う福島第1原子力発電所の事故は、数多くの尊い命と膨大な人々の、仕事、雇用、住宅を始めとした一切の暮らしを奪い去った。3万人を超える死者・行方不明者に加え、2011年8月末現在、なお8万人を超える人々が避難生活を余儀なくされており、被災企業、関連企業の倒産、被災による営業の破綻による失業、生活困難も大量に発生している。構造改革による試練に加え3月11日の事態も、憲法25条にその存在と力を試す大きな試練を与えた。

かかる状況の下、本法は、改めて、憲法第25条などが保障する人権の内容並びに社会保障の制度の内容と輪郭を明らかにして、すべての人々が、健康で文化的な生活を営むためにいかなる諸権利を行使することが出来るか、どのような制度を利用することが保障されているかを確定すると共に、国や地方自治体が、人権を実現するためにいかなる責務を有しているかをも具体的に指し示した。

同時に本法は、憲法第25条などに加え、日本が1979年に批准した国際人権規約をはじめとする国際条約に規定された諸人権の内容を具体化したものである。

この法律に基づいて、社会保障領域のあらゆる既

存の法律、条例、制度を厳しく見直し、憲法第13条、第25条、国際諸条約の保障する人権を侵害する諸施策を廃止しこれら人権の実現のための強力な施策が実行されることを期待して、この法律を制定する。

第1章 本法の内容・社会保障の定義と範囲

第1条 (社会保障基本法の内容と役割)

第2条 (国際諸条約への依拠)

第3条 (社会保障の定義)

第4条 (社会保障給付の方法による社会保障の範囲と分類)

第5条 (享受できる社会保障の領域・対象による社会保障制度の範囲と分類)

第2章 社会保障の権利と原則

第6条 (社会保障の権利を持つ者の範囲・無差別平等原則)

第7条 (社会保障給付の請求権、個人として尊重される原則)

第8条 (普遍主義的給付の原則)

第9条 (必要充足の原則)

第10条 (基礎的サービスの実物給付原則)

第11条 (ナショナルミニマム保障の原則)

第12条 (社会保障の実現に関する国および地方自治体の責務)

第13条 (社会保障施策の財政上の考慮への優越)

第14条 (社会保障制度実施に関する企業の社会的責務)

第15条 (社会保険料・保険税の応能負担原則)

第16条 (費用負担の減免を求める権利)

第17条 (基礎的サービスの利用料無料)

第18条 (社会保険の社会保障制度的運用義務)

第19条 (社会保障給付提供主体の非営利原則)

第20条 (社会保障従事者の権利)

第3章 手続きの権利と制度

第21条 (国および地方自治体の教示義務と説明義務)

第22条 (すべての人が説明を求める権利)

第23条 (社会保障制度委員会)

第24条 (社会保障委員会)

第25条 (法律扶助およびあっせん)

第4章 社会保障の領域と特有の原則

第26条 (所得保障)

第27条 (失業時の生活保障)

第28条 (生活保護制度の改善)

第29条 (健康権と医療・保健)

第30条 (良好に居住する権利と住宅保障)

第31条（障害のある人の人権と福祉保障）
 第32条（高齢者の人間の尊厳にふさわしく生きる権利と介護保障）
 第33条（保育の権利、子どもの発達保障と生活保障）

残念ながら、スポーツは社会保障の範疇には一切触れられていない。しかしここで述べられた論理はスポーツ権論だけでなく、スポーツ基本法が持つべき視点、内容として多くの教訓が込められている。

5.1.3 健康（福祉）と平和

福祉国家（Welfare State）とは、第2次世界大戦中の枢軸国（ドイツ、イタリア、日本）の戦争国家（Warfare State）に対抗するものとして形成された。それ故、福祉と平和とは密接に関連した事項として出発した。逆に平和とはもちろん究極的には戦争の無い状態を意味し、消極的平和と呼ばれるが、戦争が無い状態でも福祉が貧困な状態では平和とは呼べない、つまり福祉の充実した、あるいは充実させる方向にある状態を積極的平和と呼ぶ。これは現在の平和学のコンセンサスでもある³²⁾。

日本国憲法は、改憲派が強調するように占領軍（アメリカ）の押しつけによって作成されたものではない。当時の人権や平和の世界史的到達点を取り込み、恒久的平和を祈念して生まれたことは明瞭である。次はその前文の一部である。

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

ここには「恐怖と欠乏からの解放」、そして「平和のうちに生存する権利」という2つの文言が緊密に組み合わせられている。「恐怖と欠乏からの解放」とは、第1に専制・暴虐・抑圧・暴力、

何よりも戦争の恐怖からの解放である。これは第1、2次世界大戦を経験した教訓から生まれた。そして第2に飢え・渇き、病い、衰弱、極貧、蒙昧など、要するに貧しさ（福祉の欠如）からの解放である。これら2つの解放理念を国民国家概念にそくして言えば、「平和・福祉国家」の実現と言うことになる。「平和のうちに生存する権利」とは、平和的生存権のことを言ったものだから、これを担うのが平和・福祉国家の使命である。従って、この前文は、全世界の人々が平和・福祉国家の下で生きる権利を謳ったものに他ならない³³⁾。こうして、憲法第25条の生存権は日本の平和を規定する第9条と結合する。第9条は次のように規定されている。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

○2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

こうした戦争放棄をして、その下で福祉を充実させたまさに「平和・福祉国家」の建設を戦後日本の憲法は意図した。そしてその福祉の保障は、この第9条による戦争放棄の下で憲法13、25、26、27条他によって福祉を目指した。

憲法第25条は、それに続く第26条の教育権、第27条の労働権、そして第28条の団結権と不可分の関係によって、自由・平等を核心にした近代的市民権にプラスされる現代的社会権の体系を構成して、人権の発展史上に1つの画期を作り出した³⁴⁾。

日本で福祉国家を語る場合には、平和国家実現の道に触れずに済ませるわけには行かないだろう。なぜなら、西ヨーロッパ諸国とは違って、戦後日本では一貫して「バターか大砲か」の選択が問われ続け、今日では特に、軍事大国化の動きに対決せずに福祉国家の充実に向かうことはおよそ不可能といってよいからである³⁵⁾。しかし、残念ながら多くの福祉論者の中には、こうした国家論との関係には全く触れずに、ただ福祉だけをあたかも真空の社会の中でそれが実現できるかのように論じている人が多いのである。

こうして新福祉国家にいう福祉国家概念の簡潔な定義を与えると、それは「憲法第25条に基づく生存権を保障する国家」、「生存権保障国家」である³⁶⁾。二宮はまた、以下のようにも述べる。生存権に並ぶ社会権とは、教育権、労働権、団結権、環境権等である。これらは、国民が国家に対してその保障を義務づけた諸権利である。すなわち、憲法に基づく日本の国家は、国民に教育を受ける権利を保障し、勤労の権利を保障し、アメニティ（快適）な環境のもとで生きる権利を保障する責務と義務を負う。生存権とは、こうした社会権の筆頭格に当たる人権にはかならない³⁷⁾。この時点で、二宮の視野にはスポーツ権は無いが、スポーツ権もまた生存権と直結する権利としてまさに社会権の一環を占めるものとして、スポーツ分野からの今後のアピールが必要である。

以上のように、新福祉国家の概要が明らかになった。その中で、スポーツ、スポーツ権はどのように位置付くのだろうか。ここで、スポーツ基本法とも密接に関わってくる、「社会保障基本法2011」との関連を模索しておこう。この「社会保障基本法2011」は、福祉の貧困な日本の現状を憂え、それを国民の福祉を中心とした社会の発展を目指して「新たな福祉国家を展望」して構想されたものである。スポーツが福祉の

一環であるとするれば、この「社会保障基本法2011」とも密接に関連するはずである。

本稿のこれまでの展開からも明白なように、保健体育審議会答申類と近年の「スポーツ基本法」と「スポーツ基本計画」の計画内容の多くは、もしそれらが具体的に実行され、具体化されるならば、素晴らしいことである。また現在の段階で実現されるべき課題は提起されてきたし、されている。問題はそれらが推進されるための予算的、組織的裏付けがしっかりと与えられ、その遂行に伴う諸体制がとられるかどうかということである。しかしスポーツ政策が広義の福祉政策であることにより、他の福祉政策の低水準を放置したまま、スポーツ政策だけが突出することはあり得ない。逆に見れば、現段階でスポーツ政策だけが他の福祉領域に比べてダントツに低位に止まることもあり得ない。つまり福祉全般の高揚策の中でしか達成されない課題である。スポーツ政策の推進のためには、他の福祉領域とともににより多くの予算が国や地方公共団体から支給される必要がある。それは広義の福祉の充実である。

注

- 1) 内海和雄『アマチュアリズム論—差別無きスポーツ理念の探究へ—』創文企画、2007
- 2) 「スポーツ立国戦略」についてのより詳細は内海和雄「イギリスのスポーツ政策との比較から見えてくるスポーツ立国戦略の問題点」『体育科教育』第58巻第12号、2010年11月号、pp.42-45。同「スポーツと福祉—『スポーツ立国戦略』の問題点と課題」『運動文化研究』学校体育研究同志会研究年報、Vol. 28、2011.7、pp.12-22 参照。
- 3) 友添秀則「『スポーツ立国論』をめぐって」『現代スポーツ評論』26、創文企画、2012.5、p.13
- 4) 内海和雄『イギリスのスポーツ・フォー・オール—福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版、2003、p.266～
- 5) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不味堂出版、1989、p.117
- 6) 内海和雄「イギリス（主にイングランド）のスポーツ政策と子どもスポーツ政策の概要」『平成21年度 財団法人日本体育協会 公認スポーツ指導者海外調査研究事業報告書』、pp.13-31。内海和

- 雄「世界『最高のスポーツ立国』へ挑むイギリスのスポーツ政策」『体育科教育』大修館書店、「前編」第58巻第1号, 2010年1月, pp. 74-77, 「後編」第58巻第2号, 2010年2月, pp. 66-69
- 7) 6) に同じ。
- 8) 『スポーツ基本法制定と今後の課題』日本スポーツ法学会年報, 第19号, 2012
- 9) 日本スポーツ法学会編『詳解 スポーツ基本法』成文堂, 2011
- 10) 齋藤健司「スポーツに関する権利とスポーツ基本法の基本理念」『詳解 スポーツ基本法』日本スポーツ法学会編, 成文堂, 2011, pp. 19-29
- 11) 齋藤健司「スポーツ基本法制定と今後の課題」『スポーツ基本法制定と今後の課題』日本スポーツ法学会年報, 第19号, 2012
- 12) 永井憲一「権利としての体育・スポーツ」『体育科教育』1972年12月号
- 13) 千葉正士「スポーツの文化性・権利性と法理念」『日本スポーツ法学会年報』4号, 1997年, p. 14
- 14) 同前, p. 15
- 15) 松元忠士「スポーツ権の法理論と課題」『法律時報』1981年4月号
- 16) 大川陸夫「スポーツの権利」『社会主義法研究年報』No. 6, 1981年12月
- 17) ハーバースマス『公共性の構造転換』細谷訳, 未来社, 1973
- 18) 江口英一編『現代の生活と「社会化」』労働旬報社, 1986, p. 24
- 19) 同前, p. 82
- 20) 渡辺洋三「公教育と国家」『法律時報』第41巻第10号, 1969年8月臨増, p. 50
- 21) 内海和雄「スポーツの公共性と主体形成」不味堂出版, 1989, pp. 112-113
- 22) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不味堂出版, 1989
- 23) 菊 幸一「地域スポーツクラブ論—「公共性」の脱構築に向けて—」『新世紀スポーツ文化論 体育学叢書IV』近藤英男編, タイムス, 2000。菊 幸一「体育社会学から見た体育・スポーツの『公共性』をめぐるビジョン」『体育の科学』Vol. 51, No. 1, 2001。菊 幸一「スポーツの公共性」『スポーツ政策論』菊, 斉藤他編, 成文堂, 2011
- 24) 内海和雄「スポーツ・フォー・オールと福祉国家」(『広島経済大学 研究論集』第35巻第4号, 2013年3月)
- 25) 内海和雄「戦後日本の福祉とスポーツ」『広島経済大学 研究論集』第36巻第1号, 2013. 6
- 26) 内海和雄『イギリスのスポーツ・フォー・オール—福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版, 2003。内海和雄『日本のスポーツ・フォー・オール—未熟な福祉国家のスポーツ政策—』不味堂出版, 2005
- 27) 24) に同じ。
- 28) 渡辺 治・進藤 兵編『東京をどうするか—福祉と環境の都市構想』岩波書店, 2011, p. 18
- 29) 内海和雄『オリンピックと平和』不味堂出版, 2012
- 30) 橋本俊詔『格差社会 何が問題なのか』岩波新書, 2006, p. 155
- 31) 井上英夫・後藤道夫・渡辺 治編『新たな福祉国家を展望する』旬報社, 2011, pp. 34-35
- 32) 白井久和, 星野昭吉『平和学』三嶺書房, 1999年, p. 112
- 33) 二宮厚美『憲法25条+9条の新福祉国家』かもがわ出版, 2005, p. 22
- 34) 33) の p. 38
- 35) 二宮厚美『新自由主義からの脱出—グローバル化のなかの新自由主義 vs. 新福祉国家』新日本出版社, 2012, p. 243
- 36) 35) の p. 242
- 37) 35) の p. 244